

幕藩制下における三季の將軍御内書

川 島 慶 子

はじめに

東京大学史料編纂所所蔵史料の中に、「御内書奉書等写」⁽¹⁾の書名で入架された袋綴三冊本が存する。本書は、昭和六〇年に古書店から購入されたものである。史料編纂所で付された表紙に続く原表紙には、第一冊めに「御内書写 上」、第二冊めに「御奉書写 中」、第三冊めに「御奉

書写 下」の題簽がある。本書は江戸中後期に作成された写本と推定され、本紙の紙質は質の子目を見える楮紙である。所収文書は、原本の体裁

にあまりこだわっておらず、本紙の縦の長さに合わせて改行されている。

本書には、作成年次・作成者等に関する記載はないが、所収文書には、徳川将軍家初代家康から四代家綱発給の文書、禁裏・仙洞・新院への年頭祝儀進上の際の伝奏充将軍御内書、老中奉書および関連文書、老中充の伝奏・公家・門跡・大名書状が含まれる。江戸幕府下における大名の身分序列、大名家の格式、座班制については、未だ不明な部分が多いが、御内書・奉書の形式・文言の分析は、これら諸問題を追究していく上で有用な研究手法であり、本書はこの分析を進める上で有用な史料である。

本稿では、御内書・奉書研究の一助にすべく、「御内書奉書等写」を具体的に検討し、本書所収文書の内容や特色を明らかにし、御内書・奉書文言の使い分けや御内書の充所の記載について考察する。そして、

「御内書写 上」の「御内書留」の部に記された三季の御内書に関する記載の分析を通して、寛文前半頃のこの文書の下賜・不下賜対象などを明らかにし、また姫路酒井家の「江戸幕府日記」⁽³⁾や、明暦三年（一六五七）の江戸大火後の大名の献上行為に関する触書などを併せ考察し、三季の御内書発給による大名統制の実態を明らかにしたい。

—「御内書奉書等写」の内容と特色

(イ) 「御内書写 上」の内容

まず、「御内書写 上」一冊の内容から明らかにする。この冊子は、「御内書」の部と「御内書留」の部の二部からなる。「御内書」の部に四五点、「御内書留」の部に三七点（この内、一一点は祝儀進上目録）、都合八二点である。表1は、所収文書の名充人を基にデータ化し、文書の差出所（差出人）、充所（名充人）、充所備考、内容、返札か否か（返札には*を付す）、奉者、書止文言について作表したのである。同一文言の文書が、複数の者に発給されたことも確認されるため、総データ数は三四九件となり、一一四八番が「御内書」の部、四九一三四九番が「御内書留」の部である。

収載データの年次は、天正二〇年（一五九二）から寛文六年（一六六

六）頃までである。⁽⁶⁾天正二〇年の文書は、紺屋役職課に関する家康の朱印状で、書止が「也、仍如件、」である。かかる文書が収載されたのは、差出人が家康であつたためである。「御内書」の部収載文書の大半は、二代秀忠が三家光の御内書と推定しうるものであり、これに対しても「御内書留」の部収載文書の大半は、四代家綱の御内書と推定しうるものである。贈答儀礼の中で作成されたものが多く、端午・重陽などの節句祝儀、歳暮、祈祷の卷数、祈祷の札、音信物の献上に対する返礼データが三一八件存する。また、朝廷への年頭祝儀進上の際に作成された御内書が一二通載せられている。文書の収載順は、「御内書」の部では、家康・豊臣秀頼発給のものが各一点、次に秀忠・家光・家綱発給のものを載せる。八〇四八番は、秀忠・家光・家綱の順のようで、一九番の文書の後ろには「右何モ秀忠公ヨリ」、一〇番の差出部分に「家光」とあり、二一番以下は差出部分には記載がないが、一一〇四七番は家光と推定できよう。

以下、若干説明を加えておこう。一番と二番の間には関連性がみられ、三番の秀頼充の秀忠文書の書止が「恐惶謹言」とされた理由付けとして、二番の秀頼書状を載せている。五番は、国母移徙祝儀進上のための勾当内侍充の文書で、清和源氏足利流の畠山義眞が使者役を務めた際のものである。伝奏充の将軍の文書は、禁裏などへの奏聞を願つたものと、伝奏個人充に発給されたものがあるが、六番の親王疱瘡見舞の文書は後者である。「親王」は政仁親王（後の後水尾天皇）のことと、この文書の年次は慶長一五年（一六一〇）である。七番は、家康の側室英勝院充の文書、八〇一二番は門跡（大覚寺、照高院、一乘院、本願寺）充の文書、一三〇一九番は、聖護院院家勝仙院、石清水八幡宮社僧豊巣坊、愛宕神社別当教学院、伊勢の朝熊金剛証寺、多賀神社別当不動院、伊勢一身田

専修寺、淨土宗知恩院充の文書である。⁽⁹⁾

知恩院の古記録⁽¹⁰⁾には、当住職に対する秀忠・家光の御内書、すなわち知恩院の年頭祝儀言上のための使者派遣に対する返札が各二通載せられている。その中には、充所が「円誉上人」、奉者が酒井讚岐守忠勝、書止が「候、謹言」の家光御内書が載せられ、その後ろには、「右之通、例年御書頂戴、使僧役者罷下、於御白木書院、御目見被仰付、重而登城被仰出、於柳之間、御暇被下置、時服ニツ頂戴之仕候、嚴有院様御治世より、御書頂戴相止、其外不相替御礼申上、御老中御方御奉書被成下置、御暇之節、時服拝領被仰付候事」との記載がある。これにより、家綱將軍期に、年頭祝儀言上の使者派遣への御内書が知恩院に対して発給されなくなつたこと、替わりに老中奉書が出されるようになつたことを把握できる。

二〇〇二四番は、伝奏充の家光御内書である。二二番までは、年頭祝儀進上に際してのものであるが、同年のものではない。本書の作者が、朝廷充の年頭祝儀進上の年次の異なる御内書を、祝儀の進上・贈与対象を焦点に選択して、禁裏・新院・伝奏の順で載せた様子が掴める。この点については、「御内書留」の部のところで詳述したい。

二五〇四六番は、年頭・八朔・三季（端午・重陽・歳暮）祝儀や音信物献上などへの返札が載せられている。二五番が本願寺充、二六番が撰家九条充、二七〇四六番が大名等充である。これらの収載順は、大名の官位や家格に基く順序である。御三家、家光の弟忠長、織田信雄、そのほか大名が、おおむね大納言・中納言・宰相・中将・少将・侍従以下の順で載せられている。

「御内書」の部の最後の一通、四七番は正保二年（一六四五）家綱の大納言任官御礼・献上に際して伝奏に奏聞を願つた家光御内書であり、四八番は朝廷への年頭祝儀進上の際の家綱御内書である。

なお、秀忠御内書ならびに家光御内書の奉者について触れておくと、湯浅直勝、大久保忠隣、酒井忠世、本多正信、吉良義冬、土井利勝、酒井忠行、同忠勝である。朝廷充には、高家が、公家・門跡・大名充には年寄（老中）が務めたことが判る。

次に、「御内書留」の部について述べる。四九～五二番は、明暦元年（一六五五）の禁裏・仙洞・新院への年頭祝儀進上の際の伝奏充御内書、五四・五四番はその際の進上目録である。すなわち清閑寺共房・野宮定逸充家綱の御内書で、かつ奉者が戸田氏豊である。「徳川実紀」⁽¹²⁾を参照すると、これら文書の年次が明暦元年であることが確認される。五五～三三六番は、本願寺や大名充の端午・重陽・歳暮祝儀への御内書である。当該部分については、第三章第一節で検討するが、これら御内書の推定年次の下限は寛文六年である。三三七～三四九番は明暦二年のもので、

うち三四〇番までは禁裏・仙洞・新院への年頭祝儀進上の際の伝奏充御内書である。三三七番の文書の前には、「明暦二年御内書」とある。三四一・三四二番はその際の進上目録、三四三～三四九番は即位祝儀進上の際の進上目録である。

これら明暦二年の目録について分類整理しておくと、

①禁裏・仙洞・新院への年頭祝儀進上用に、「御太刀 一腰／御馬 一腰／御馬 一疋／以上」と大高檀紙一枚に記されたものが、計三通作成されたこと。

②両伝奏個人充年頭祝儀贈与用に、「太刀 一腰／馬 一疋／以上」と同じく大高檀紙一枚に記されたものが、計二通作成されたこと、

③朝廷充年頭祝儀進上用に、禁裏・仙洞・新院・女院・女御・長橋局・伝奏への進上品について列記した一覧が、大奉書を使用して一通作成されたこと。

④禁裏・仙洞・新院・関白・伝奏への即位祝儀進上用に、禁裏には

「御太刀一腰／綿 五百把／御馬 一疋_{〔五百枚〕}／以上」、仙洞には「御太刀 一腰_{〔米國俊〕}／綿 三百把／御馬 一疋_{〔百銀〕}／以上」、新院御所には「御太刀 一腰／綿 三百把／御馬 一疋_{〔二百枚〕}／以上」、関白には「御太刀一腰／御馬 一疋_{〔百銀〕}／以上」、伝奏には「太刀 一腰／馬 一疋／以上」と記された進上目録が作成されたこと。

⑤同年の朝廷充即位祝儀進上用に、進上品一覧が大奉書を使用して二通作成されたこと、一通には禁裏・仙洞・新院・女院・女御・儲君・女三宮・女五宮充の進上品が記され、いま一通には関白・長橋局・伝奏充のそれが記されたこと。

これらを確認することができる。

（口）「御奉書写 中」の内容

次に、「御奉書写 中」の内容について、表2をもとに明らかにする。大名への奉書やその関連文書、また老中充の大名書状などが載せられている。名充人によって類別すると、総データは九九件である。

まず、収載文書の年次についてであるが、豊臣政権下の五大老の文書（三五〇番）や、老中の公的な職務が明文化される以前の寛永前期の本丸西丸年寄の奉書（三五一番）も収載されているが、これは、例外的なものといえ、家光・家綱政権期のものが大半であり、ことに家綱政権期のものが多い。総データの内、六六件については年次が推定でき、上限が慶長四年、下限が寛文六年である。

以下、記載順について述べる。前述の如く三五〇番・三五一番は例外として、三五二番より四一五番までは、主に老中奉書が家格や幕府役職の上下に沿って載せられている。この内、三五二～三五六番は、充所に御三家家老の名が記された披蠶状形式の老中奉書。三五七～三五九番は、

水戸家当主への上使派遣について通知した寛文元年の老中奉書（三五六番）の関連文書、三五七番が水戸家嫡子よりの上使派遣に対する礼状、三五八番が上使派遣に際しての伝馬朱印、三五九番が別件参考のもので、板倉重大母危篤の際の重大の関所通行に関する許可書である。三六〇、三六二番は、加賀金沢前田・越後高田松平充の老中奉書。三六三～三六七番は、国持大名充の老中奉書等。居城修復願出やその許可に関するものなどである。三六八～三七一番は、京都所司代板倉重宗充の老中や大老の奉書。⁽¹⁴⁾三七一・三七三番は、朝鮮御用を務めた宗家充、⁽¹⁵⁾三七四～三七七番は、立花・有馬充の老中奉書との関連文書。三七八～三八六番は、一〇万石以下の大名充老中奉書等。三八七～四五番は大坂加番充老中奉書とその関連文書などである。

続いて後半部分の四一六～四四八番の記載順について述べる。四一六～四二〇番には、老中奉書が収載され、この内、四一六番が伝奏充、四一七番が摂家（二条・関白）家司充、四一八番が天樹院の息女を正妻とする池田光政充、四一九番が勅使馳走役の大名充、四二〇番が禁裏附充である。また四二〇番と四二一番は関連のもので、前者が家綱の大納言任官に関するもの、後者は家綱の右大臣昇進に関するものである。⁽¹⁶⁾四四二番は、老中充大名書状とその関連文書である。すなわち、四三九番までは、おおむね御三家・館林、国持大名、一〇万石以下の大名の順である。四四三番は大坂城代以下五名連署の老中充書状、四四四番は大坂定番交替の際に上使を務めた者の老中充書状、四五五～四四八番は若年寄や將軍近侍衆への大名書状である。

（八）「御奉書写 下」の内容

次いで、「御奉書写 下」の内容について、表3をもとに明らかにする。まず、収載文書の年次についてであるが、総データ一七四件（書式

のみのものが一二件あり）の内、年次や時期について推定しえるもののが一五一件、その上限が正保元年、下限が寛文三年である。

記載順についてみていく。四四九～五一一番は、家綱將軍宣下を賀した公家・門跡・親王家・摂家政所等の順で示されている。五一三～五二一番は、伝奏充の老中や大老の奉書と彼らへの伝奏書状である。毎年年頭には、將軍は禁裏などに、御内書（充所は伝奏）・進上目録・進上品を呈したが、五一三番はその際の伝奏充の奉書。伝奏より、御内書・進上目録・進上品が禁裏などへ披露されると、女房奉書が出された。五一四番は禁裏へ、五一五番は仙洞への將軍の年頭祝儀進上に対して女房奉書が出されたことを伝え、將軍へ披露するよう依頼した伝奏書状である。

五一六番は、禁裏への初鮓進献感悦の女房奉書を將軍へ披露したことを伝えた老中奉書である。五二二～五三六番は、承応元年の家綱生母宝樹院逝去に際して、大納言以下の公家に対して出された老中奉書のデータである。文書は一点のみで、名充人が一五名列記されていることから、大納言以下の公家が同一の文言の老中奉書を発給されていたことが把握できる。五三七～五四四番は摂家の書状など、五四五～五四八番は、清华の書状とそれへの老中奉書、五四九～五六七番は、公家衆の書状である。内容上からいえば、五三九・五四〇番、及び五四五～五四八番は、江戸地震の際の見舞状とそれへの老中奉書である。公家の身分序列に沿つて配列されていることが掴める。

五六八～五七三番は、老中充の出雲国造・摂家・青蓮院の書状、五七四～六〇七番は、主に公家・門跡・寺社の書状に対する老中奉書、六一～六二三番は、朝鮮札曹參判書翰・太政官符・琉球中山王書翰・中山王への老中書翰・所司代への老中奉書・位記・宣旨・口宣案である。⁽¹⁷⁾

以上、本書三冊の内容と記載順等を明らかにした。

表1 「御内書写 上」所収文書一覧

番号	年月日に關する記載	差出所(差出人)	充所(名充人)	充所備考	内 容	返札	奉 者	書止文書
1	天正20年 2月 1日	御朱印・家康公より	京紺屋五郎右衛門	京紺屋	紺屋役試課			也、仍如件
2	7月 3日	秀頼	大樹御方	秀忠	生見玉祝儀進上		片桐市正且元	恐惶謹旨
3	1月10日	秀忠 自筆	右府御方	秀頼	年頭祝儀進上	*	湯浅右近將監直勝	恐惶謹旨
4	2月 2日	ひて忠	大蔵卿とのへ・二位とのへ	秀頼付	此春よりの祝儀進上	*		かしく
5	3月 5日[12月 5日カ]	ひて忠	勾当内侍の御つはねへ 申給へ	勾当内侍	国母移徙祝儀進上			かしく
6	2月12日	秀忠	広橋大納言殿・勘修寺中納言殿	伝奏	親王庖瘡見舞			候、謹旨
7	なし	ひせんにて ひて忠	永しやうふん	家康側室英勝院	鷹野見舞	*		かしく
8	5月 2日	(秀忠)	大覚寺殿	門跡	祈祷卷数等進上	*		恐々謹旨
9	1月 6日	(秀忠)	照高院殿	門跡	年頭祝儀進上	*		恐々謹旨
10	1月 6日	(秀忠)	一乗院殿	門跡	年頭祝儀進上	*		恐々謹旨
11	5月 3日	(秀忠)	本願寺殿	東本願寺門跡	端午祝儀進上	*	大久保相模守忠隣	候、謹旨
12	5月 3日	(秀忠)	本願寺殿	西本願寺門跡	端午祝儀進上	*	大久保相模守忠隣	候、謹旨
13	12月25日	(秀忠)	勝仙院	聖護院院家	祈祷の札等進上	*	酒井雅樂頭忠世	也
14	12月20日	(秀忠)	八幡山豊藏坊	石清水八幡宮社僧	祈祷の札等進上	*	酒井雅樂頭忠世	也
15	1月20日	(秀忠)	愛宕山教学院	愛宕神社別當	祈祷の札等進上	*		也
16	12月25日	(秀忠)	朝霞金剛證寺		祈祷の札等進上	*	酒井雅樂頭忠世	也
17	12月25日	(秀忠)	多賀不動院	多賀神社別當	祈祷の札等進上	*	酒井雅樂頭忠世	也
18	10月29日	(秀忠)	一身田尊修寺		音信	*	本多佐渡守正信	也
19	2月 8日	御詫御判(秀忠)	智恩院	浄土宗知恩院	音信	*		恐々謹旨
20	1月 5日	家光	三条大納言殿・中院 中納言殿	伝奏	禁裏へ年頭祝儀進上			候、謹旨
21	1月21日	(家光)	今出川前大納言殿・ 飛鳥井前中納言殿	伝奏	新院へ年頭祝儀進上			候、謹旨
22	1月 2日	(家光)	三条大納言殿	伝奏	伝奏へ年頭祝儀贈与		吉良侍従義冬	候、謹旨
23	4月21日	(家光)	三条殿・中院殿	伝奏	日光法会勅使派遣の札			候、謹旨
24	8月 2日	(家光)	三条殿・中院殿	伝奏	禁裏から八朔祝儀	*		候、謹旨
25	9月 7日	(家光)	本願寺殿	本願寺	重陽祝儀進上	*	酒井雅樂頭忠世	候、謹旨
26	1月 9日	(家光)	九条殿	九条幸家力道房	年頭祝儀進上	*		恐惶謹旨
27	5月 3日	(家光)	尾張大納言殿	徳川義直	蒲節祝儀進上	*	土井大炊頭利勝	候、謹旨
28	9月25日	(家光)	尾張大納言殿	徳川義直	進上(鷹)	*	酒井雅樂頭忠世	也、謹旨
29	7月 8日	(家光)	紀伊大納言殿	徳川頼宣	七夕祝儀進上	*	酒井阿波守忠行	也、謹旨
30	3月 9日	(家光)	駿河大納言殿	徳川忠長	國元到着使札	*		候、謹旨
31	月 日	(家光)	水戸中納言殿	徳川頼房	進上(初鈴)	*	酒井阿波守忠行	也、謹旨
32	月 日	(家光)	常真老	織田信雄	進上(鷹の鈴)	*	酒井雅樂頭忠世	恐々謹旨
33	9月22日	(家光)	仙台中納言殿	伊達政宗	進上(黄鷹等)	*		候、謹旨
34	7月12日	(家光)	加賀中納言殿	前田利常	生見玉祝儀進上	*	酒井雅樂頭忠世	也、謹旨
35	8月 3日	(家光)	越前守相殿	松平忠昌	八朔祝儀進上	*	酒井賛岐守忠勝	候、謹旨
36	12月21日	(家光)	備前守相殿	池田忠雄	歳暮祝儀進上	*	酒井賛岐守忠勝	也、謹旨
37	月 日	(家光)	秋田中将殿	佐竹義宣	進上(巣鷹等)	*		也
38	9月 7日	(家光)	長門少将殿	毛利秀就	重陽祝儀進上	*	酒井雅樂頭忠世	也、謹旨
39	5月 4日	(家光)	松平仙千世殿	松平光長	端午祝儀進上	*	酒井雅樂頭忠世	也
40	月 日	(家光)	安藝守従とのへ	浅野長晟力光成力	歳暮祝儀進上	*	酒井	也

41	月日	(家光)	会津侍従とのへ	保科正之	進上	*	酒井	也
42	月日	(家光)	肥後侍従とのへ	細川光尚	音信	*		也
43	5月4日	(家光)	松平大膳亮とのへ	松平忠重	端午祝儀進上	*	酒井讚岐守忠勝	也
44	12月21日	(家光)	本多甲斐守とのへ	本多政朝	歳暮祝儀進上	*	酒井雅楽頭忠世	也
45	10月日	(家光)	有馬玄蕃頭とのへ	有馬豊氏	鷺野見舞	*		也
46	月日	(家光)	小笠原右近大夫とのへ	小笠原忠眞	縁辺の件で進上	*		也
47	5月2日	御諱御判(家光)	今出川前大納言殿・飛鳥井前大納言殿	伝奏	家綱への大納言任官等の札、太刀、馬進上、奏聞依頼			候、謹言
48		(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	年頭祝儀進上			也、謹言
49	(明暦元年) 1月11日	御諱御判(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	禁裏へ年頭祝儀進上		戸田侍従氏豊	候、謹言
50	(明暦元年) 1月11日	御諱御判(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	仙洞へ年頭祝儀進上		戸田侍従氏豊	候、謹言
51	(明暦元年) 月日	御諱御判(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	新院へ年頭祝儀進上		戸田侍従氏豊	候、謹言
52	(明暦元年) 1月11日	(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	伝奏へ年頭祝儀贈与		戸田侍従氏豊	候、謹言
53	(明暦元年)	(家綱)			49~52番関連の進上目録			
54	(明暦元年) 1月11日	(家綱)			49~52番関連の進上目録			
55	5月3日	御諱御判(家綱)	本願寺殿	本願寺	端午祝儀進上	*	酒井雅楽頭忠清	候、謹言
56	5月3日	御諱御判(家綱)	本願寺殿	本願寺	端午祝儀進上	*	酒井雅楽頭忠清	候、謹言
57	5月3日	御諱御判(家綱)	紀伊大納言殿	徳川頼宣	端午祝儀進上	*		
58	3月7日	御諱御判(家綱)			歳暮祝儀進上	*	酒井雅楽頭忠清	
59~ 258	5月3日	(家綱)			端午祝儀進上	*		
259~ 268					三季献上儀礼における特例について			
269~ 316	重陽御内書	(家綱)			重陽祝儀進上	*		
317~ 336	12月27日	(家綱)			歳暮祝儀進上	*		
337	(明暦2年) 1月5日	御諱御判(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	禁裏へ年頭祝儀進上		大澤侍従基將	候、謹言
338	(明暦2年) 1月5日	御諱御判(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	仙洞へ年頭祝儀進上		大澤侍従基將	候、謹言
339	(明暦2年) 1月5日	御諱御判(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	新院へ年頭祝儀進上		大澤侍従基將	候、謹言
340	(明暦2年) 月日	(家綱)	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	伝奏	伝奏へ年頭祝儀贈与		大澤侍従基將	候、謹言
341~ 342	(明暦2年)	(家綱)			337~340番関連の進上目録			
343~ 349	(明暦2年)	(家綱)			即位祝儀進上の際の進上目録			

(備考)

- 1月10日付秀頼充の秀忠文書(3番)には、「右者可為恐々書処、秀頼公ヨリ依而恐惶如此也」とある。
- 48番の朝廷への年頭祝儀進上の際の伝奏充家綱御内書の文面は、同内容の他の御内書のそれとは少し異なる。
- 49番の家綱御内書には、「以戸田侍従」、337番の家綱御内書には、「以大澤侍従」と記されている。

表2 「御奉書写 中」所収文書一覧

番号	推定年次 (時期)	年月日	差出所	差出入	差出所 (差出人)備 考	充 所	名充人	充所 (名充人)備 考	奉 書	返札	返札奉 書出	内 容
350	慶長4年	1月9日	江戸内大臣家康 ・加州大納言利 家・備前中納言 秀家・会津中納 言景勝・芸州中 納言輝元	徳川家康・前 田利家・宇喜 多秀家・上杉 景勝・毛利輝 元	五大老	羽柴藤原守殿	鳴津					島津領内太閤蔵 入分、石田三成 ・細川幽斎知行 分
351	寛永3年	寛永3年 力2月2 日	酒井雅楽頭・土 井大炊頭・酒井 讚岐守・井上主 計頭	酒井忠世・土 井利勝・酒井 忠勝・井上正 就	本丸・ 西九年 寄	松平肥前守殿	松平定房		*			上洛供奉用意等
352	家綱政権期	11月27日	酒井雅楽頭・松 平伊豆守・阿部 豊後守	酒井忠清・松 平信綱・阿部 忠秋	老中	安藤帶刀殿	安藤帶刀	紀伊家 家老	*	*	御書致 拝見候	上使派遣、鷹拵 領
353	寛文4年カ	12月7日	御老中		老中	安藤帶刀殿	安藤帶刀	紀伊家 家老	*	*	今度	宝樹院遺忌、香 典献上
354	家綱政権期	5月11日	御老中		老中	安藤帶刀殿	安藤帶刀	紀伊家 家老	*	*	御書致 拝見候	上使、左京大夫 へ上意
355		11月27日	御老中		老中	成瀬隼人正殿	成瀬正虎	尾張家 家老	*	*	御書致 拝見候	上使、鷹の白鶴 拵領
356	寛文元年	7月21日	酒井雅楽頭・松 平伊豆守・阿部 豊後守・稻葉美 濃守	酒井忠清・松 平信綱・阿部 忠秋・稻葉正 則	老中	中山備前守殿	中山信治	水戸家 家老	*			水戸中納言賄 物、上使派遣を 通知
357	寛文元年	7月23日	水戸中将	徳川光圀	水戸	酒井雅楽頭殿・ 松平伊豆守殿・ 阿部豊後守殿・ 稻葉美濃守殿	酒井忠清・松平 信綱・阿部忠秋 ・稻葉正則	老中				水戸中納言への 上使
358	寛文元年	寛文元年 7月21日				右宿中						上使派遣、伝馬 朱印
359	承応2年	承応2年 12月4日	御老中		老中	箱根・今切・熱 田 関所中						板倉重大的夜間 通行
360	正保2年	1月2日	御老中		老中	松平肥前守殿	前田利常	国持・ 金沢	*	*	御札致 拝見候	若君名乗定
361	正保2年	1月2日	御老中		老中	松平越後守殿	松平光長	越後高 田松平	*	*	御札致 拝見候	若君名乗定
362	家綱政権期	9月日	阿部豊後守	阿部忠秋	老中	松平加賀守殿	前田綱紀	国持・ 金沢	*	*	御札致 拝見候	將軍への機嫌 伺、献上
363		1月25日	御老中		老中	松平阿波守殿	蜂須賀	国持・ 徳島	*			有馬湯治願許可
364	家綱政権期	1月9日	御老中		老中	松平大膳大夫殿	毛利綱廣	国持・ 萩	*	*	御状令 拝見候	重陽御内賚、使 者時服礼
365	寛文2年	寛文2年 3月23日	伊達大膳大夫判	伊達宗利	宇和鳴							居城天守修復願 出
366	寛文4年	寛文4年 6月21日	御老中		老中	松平右衛門佐殿	黒田光之	国持・ 福岡	*			居城石垣修築許 可
367		年号月日	御老中		老中	細川越中守殿	細川越中守	国持・ 熊本	*			居城櫓修補許可
368		4月4日	御老中		老中	板倉周防守殿	板倉重宗	京都所 司代	*			将軍勅使・院使 に對面
369	寛永17年	2月2日	酒井讚岐守	酒井忠勝	大老	板倉周防守殿	板倉重宗	京都所 司代	*			東照社縁起宸筆 の件
370	承応元年カ	8月25日	御老中		老中	板倉周防守殿	板倉重宗	京都所 司代	*			日光・東山大 歟院御宸筆の件
371	承応元年カ	8月26日	御老中		老中	板倉周防守殿	板倉重宗	京都所 司代	*			関白左大臣辞退 に伴う任官につ いて
372		月日	御老中		老中	宗村馬守殿	宗村馬守	対馬	*	*	御状令 拝見候	朝鮮御用(使者 対面)
373	承応2年	月日	御老中		老中	宗村馬守殿	宗義成	対馬	*	*	御状令 拝見候	朝鮮御用(以貢 鹿輪番借)
374		月日	御老中		老中	立花左近将監殿	立花左近将監	柳川	*	*	御破魔 弓	忌明後の獻上へ の返札

375	寛永17~19年	4月29日	御老中		老中	有馬玄蕃頭殿	有馬豊氏	久留米	*			養生を許可
376	寛永18年	5月11日	松平伊豆守・阿部豊後守	松平信綱・阿部忠秋	老中	盛方院	盛方院	幕府医師	*			有馬豊氏への療治指示
377		月日	御老中		老中				*			榎原政房室への療治指示
378	承応2年	11月10日	御老中		老中	本多越前守殿	本多利長		*			預人
379		5月25日	御老中		老中	永井信濃守殿	永井尚政		*	*	御状令 披見候	將軍の筆跡坡、上方八人衆招請
380	寛文元年カ	月日	御老中		老中	溝口出雲守殿	溝口宣直		*	*	御状令 披見候	禁裏・院中炎上
381	慶安4年	8月18日	御老中		老中	保科彈正少弼殿・阿部攝津守殿・松平隼人正殿	保科正員・阿部信盛・松平重綱	大坂定番・大坂町奉行	*			將軍宣下作法申し分なし
382	寛文6年	2月23日	久世大和守一	久世廣之	老中	小笠原土佐守殿	小笠原貞信		*	*	御状令 披見候	天樹院逝去への弔意
383	寛文5年	4月19日	御老中		老中	仙石越前守殿	仙石政俊		*	*	今度	東照宮遠忌法事獻上
384		3月4日	御老中		老中	秋月長門守殿	秋月種春		*	*	御状令 披見候	領内出没唐船動靜
385	明暦元年	8月3日	御老中		老中	関兵部少輔殿・渡辺筑後守殿	関氏盛・渡辺正	今市小屋奉行	*			朝鮮通信使用の日光宿坊
386	承応3年カ	4月12日	御老中		老中	梶左兵衛殿・花房勘右衛門殿	梶定良・花房正盛	日光山守護	*			日光奉幣
387	慶安3年	1月2日	御老中		老中	青山因幡守殿・土屋民部少殿・土方河内守殿	青山宗俊・土屋利直・土方雄次	大坂加番	*			將軍病状、參賀儀礼
388	慶安3年	1月7日	青山因幡守・土屋民部少輔・土方河内守	青山宗俊・土屋利直・土方雄次	大坂加番	松平伊豆守様・阿部豊後守様・阿部對馬守様	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	老中				387番への返札
389	慶安2年	8月8日	土屋民部少・土方河内守・青山因幡守	土屋利直・土方雄次・青山宗俊	大坂加番	松平伊豆守様・阿部豊後守様	松平信綱・阿部忠秋	老中				番所交替
390	慶安2年	10月7日	土屋民部少・土方河内守・青山因幡守	土屋利直・土方雄次・青山宗俊	大坂加番	久世大和守様・松平出雲守様・兼松五左衛門様・駒井右京様	久世廣之・松平勝隆・兼松正直・駒井親昌	上使				高野山への上使に音信
391	慶安2年	10月23日	土屋民部少・土方河内守・青山因幡守	土屋利直・土方雄次・青山宗俊	大坂加番	松平伊豆守様・阿部豊後守様・阿部對馬守様	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	老中				高野山への上使動靜
392	慶安3年	4月11日			大坂加番	松平伊豆守様・阿部豊後守様・阿部對馬守様	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	老中				大坂日付動靜
393	慶安3年	7月23日			大坂加番	酒井讚岐守様	酒井忠勝	大老				尾張家繼目御札の件承知
394	明暦元年	4月14日	松平伊豆守・阿部豊後守・阿部對馬守	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次【老中記載問題あり】	老中	土方河内守殿	土方雄豎	大坂加番	*			大坂在番命令
395	寛文4年	5月1日	酒井雅樂頭・阿部豊後守・稻葉美濃守・久世大和守	酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則・久世廣之	老中	仙石越前守殿	仙石政俊	大坂加番	*			大坂在番命令
396	明暦元年	4月14日	土方河内守	土方雄豎	大坂加番	松平伊豆守様・松平豊後守様・阿部對馬守様	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次【老中記載問題あり】	老中				大坂在番命令受諾
397	明暦元年	6月28日	御老中		老中	堀美作守殿・土方河内守殿・大関土佐守殿	堀親昌・土方雄豎・大関増周	大坂加番	*			大坂在番に際しての審詞呈出命令
398												大坂在番に際しての審詞難形
399	慶安2年	8月7日	土方河内守	土方雄次	大坂加番	竹内源右衛門様・松平長右衛門様・万年弥三郎様・間宮庄五郎様	竹内吉勝・松平昌舍・万年正頼・間宮正勝	大坂藏奉行				扶持方米請取依頼

400	慶安 2 年	年号月日	土方河内守	土方雄次	大坂加番	松平伊豆守殿・阿部豈後守殿	松平信綱・阿部忠秋	老中			大坂から江戸への鉄砲送り、裏判願
401	明暦 3 年～寛文 2 年	年号月	豈後守・伊豆守	阿部忠秋・松平信綱	老中	三宅半七郎殿・土屋忠次郎殿	三宅重吉・土屋利次	荒井奉行			本多下総守の鉄砲運搬
402	明暦 2 年	4 月 5 日	御老中		老中	齊山因幡守殿・堀美作守殿・土方河内守殿・大関土佐守殿	齊山宗俊・堀親昌・土方雄豊・大関増周	大坂加番	*		將軍の病状経過
403	慶安 2 年	5 月日	御老中		老中	角倉与市殿・木村惣右衛門殿・上林峯順(同前)	角倉玄紀・木村勝清・上林峯順		*	*	今度 大納百日光參詣、過嘗一人出府
404		月日	御老中		老中	齊木大夫・松波五郎右衛門・佐野主馬	齊木大夫・松波五郎右衛門・佐野主馬		*	*	召状令披見候 沢持の札等献上
405	寛文 3 ～ 6 年	2 月 14 日	阿部豈後守	阿部忠秋	老中	岡田豈前守殿・斐木彦右衛門殿	岡田義政・斐木重直	勘定頭	*		登城召伝達命令
406	寛文 3 年	寛文 3 初 9 月 6 日	但馬印	土屋數直	若年寄	石津九兵衛殿・河内太左衛門殿	石津九兵衛・河内太左衛門				日光普請奉行へ切米
407	慶安 4 年	月日	紀伊大納言一	徳川頼宣	紀伊	松平庄左衛門殿	松平昌吉	留守居			将軍薨去、幕府使者札
408	元和 7 年カ	霜月 23 日	加藤肥後守忠次判、上	加藤忠廣		御奉行所					天守台石垣普請、事前調査
409	元和 6 年カ	3 月 13 日	土井大炊頭利勝判	土井利勝	年寄	進上御奉行所・進上酒井雅楽頭殿(如此とも)					大坂普請、現地視察
410	元和 6 年カ	3 月 13 日	土井大炊頭一	土井利勝	年寄	進上御奉行所					大坂普請
411	承応 2 年	12 月 24 日	上杉攝磨守綱勝	上杉綱勝	国持・米沢	酒井雅楽頭様・松平伊豆守様・阿部豈後守様	酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋	老中			小山田多門死去
412	承応 3 年	8 月 15 日	松平主殿頭	松平忠房		酒井雅楽頭様	酒井忠清	老中			紅葉山台徳院仏殿修復出来、法事相済
413	寛文 3 年	4 月 27 日	松平出羽守一	松平直政	国持・松江松平	兼松下總守様	兼松正直	大目付			上使として、参内、院参、老中迄使札
414	寛文 2 年カ	8 月 3 日	真乘院・真光院	真乘院・真光院	仁和寺院家	兼松下總守様	兼松正直	大目付			仁和寺修理料下賜、使僧派遣、取成依頼
415	寛文元年	9 月 28 日	兼松下總守	兼松正直	大目付	酒井雅楽頭様・松平伊豆守様・阿部豈後守様・稻葉美濃守様	酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋・稻葉正則	老中			綱吉館林入部、上使等勤務
416	明暦 2 年	月日	御老中		老中	清閑寺前大納言殿・野宮前大納言殿	清閑寺共房・野官定逸	伝奏	*		即位祝儀名代使者派遣、禁裏・院中へ献上
417	寛文元年	月日	御老中		老中	隱岐河内守殿		撰家(二条・閑白)家司	*		妙法院薨去への弔意
418	寛文元年	閏 8 月 24 日	酒井雅楽頭・阿部豈後守・稻葉美濃守	酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則	老中	松平新太郎殿	池田光政	国持・岡山	*	*	御札令拝見候 綱重・綱吉城地拝領並加贈、参勵次勤齋
419	家綱政権期	月日				京極刑部少殿	京極高和		*		參府命令
420	正保 2 年	7 月 28 日	酒井雅楽頭・松平伊豆守・阿部対馬守	酒井忠清・松平信綱・阿部重次【老中記載問題あり】	老中	天野豈前守殿・高木伊勢守殿	天野長信・高木久延	禁裏附	*		家綱大納言任官儀礼作法申し分なし
421	承応 3 年	1 月 14 日	松平陸奥守	伊達忠宗	国持・仙台	御老中様		老中			将軍右大臣軒任規式相済祝儀進上
422	家光政権期	月日	尾張大納言	徳川義直	尾張	御老中殿脅		老中			嫡子への上使派遣、厲の脇下脅への札状
423	寛永 15 年	1 月 12 日	右御同人【尾張・大納言】	徳川義直	尾張	板倉周防守殿	板倉重宗	京都所司代			板倉重昌討死につき弔状
424		3 月日	紀伊大納言	徳川頼宣	紀伊	御老中殿脅		老中			嫡子への上使派遣、厲の脇下脅への札状

425		月日	水戸中納言	徳川頼房	水戸	御老中殿督		老中		將軍表出御、中将自見
426	寛文3年カ	4月15日	館林宰相	徳川綱吉	館林	酒井雅楽頭殿・阿部豊後守殿	酒井忠清・阿部忠秋	老中		日光祭礼への祝意
427	寛文2年	7月8日	松平右衛門佐	黒田光之	国持・福岡	御老中様		老中		日光洪水につき見舞
428	万治元年	8月18日	松平大膳大夫	毛利綱廣	国持・萩	松平伊豆守様	松平信綱	老中		崇源院年忌法事、香典献上、使者派遣
429	万治元年	8月日	伊達大膳大夫	伊達宗利	宇和鳴	御老中様三人		老中		崇源院年忌法事、香典献上、使者派遣
430	寛文3年	5月7日	松平出羽守	松平直政	国持・松江	阿部豊後守様	阿部忠秋	老中		参内・院参、帰府予定
431	家綱政権期	8月4日	秋月佐渡守	秋月種信		酒井雅楽頭様・阿部豊後守様・稻葉美濃守様・久世大和守様	酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則・久世廣之	老中		在所洪水
432	寛文2年	7月4日 〔「4日」は誤記〕	丹羽式部少	丹羽氏純		阿部豊後守様	阿部忠秋	老中		酒井忠勝死去への弔意
433	家綱政権期	1月3日	水野出羽守	水野忠職		酒井・松平伊・阿部豊・稻葉様書	酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋・稻葉正則	老中		將軍年始規式相済祝儀献上
434	寛文4年	9月27日	九鬼長門守	九鬼隆昌		久世大和守様	久世廣之	老中		綱吉祝言相済祝意
435	寛文4年	12月25日	大村因幡守	大村純長		御老中四人様		老中		宝樹院遠忌法事相済、將軍東叡山参詣恐悦
436	寛文4年	9月25日	松平主殿頭	松平忠房		御老中三人様		老中		新院御所作事、銀子等拝領札、使札
437	寛文5年	3月3日 〔1月3日カ〕	岡部内膳正	岡部行隆		久世大和守様 〔「御老中様」を消して朱書〕	久世廣之	老中		大坂天守焼失見舞、使札
438	寛文5年	1月4日	藤堂和泉守	藤堂高久	国持・津嫡子	御老中様三人 酒井・阿部・稻葉	酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則	老中		大坂天守焼失見舞
439	寛文3年	9月10日	戸田采女正	戸田氏信		御老中四人様		老中		二条城石垣普請進捗状況等
440	家綱政権期 力	月日	佐竹修理大夫	佐竹義隆	国持・秋田	酒井雅楽頭様	酒井忠清	老中		江戸地震見舞等
441	家綱政権期	月日	松平陸奥守	伊達綱村	国持・仙台	酒井雅楽頭様・阿部豊後守様・稻葉美濃守様	酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則	老中		鷹の鶴等拝領、上使迄御贈、取成依頼
442	寛文3～6年	8月17日	三宅能登守	三宅康勝		酒・阿・稻・久世様	酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則・久世廣之	老中		八朔奉書頂戴礼
443	寛文2年	7月21日	水野出羽守・板倉内膳正・渡辺月後守・松平隼人正・彦坂毛岐守	水野忠胤・板倉重矩・渡辺吉綱・松平重綱・彦坂重治	大坂城代・大坂定番・大坂町奉行	酒・阿・稻様	酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則	老中		大坂城中番衆無為勤仕
444	寛文2年	4月6日	青山藤右衛門	青山幸正	新番頭	酒・阿・稻様書	酒井忠清・阿部忠秋・稻葉正則	老中		大坂定番交替、引渡し
445	寛文4年	6月6日	本多下野守	本多忠平		土井能登守様	土井利房	若年寄		判物頂戴礼、老中迄使札
446	寛文4年	閏5月9日	細川越中守	細川綱利	国持・熊本	土井能登守様	土井利房	若年寄		判物頂戴礼、老中迄使札
447	寛文2年	月日	戸沢能登守	戸沢正誠		久世大和守様・内藤出雲守様・土屋但馬守様	久世廣之・内藤忠清・土屋数直			松平信綱卒去への弔意
448	寛文5年	4月25日	松平伊賀守	松平忠晴		土井能登守様	土井利房	若年寄		將軍、紅葉山参詣、日光山法事相済祝儀、老中迄使札

表3 「御奉書写 下」所収文書一覧

番号	推定年次 (時期)	年月日	差出所	差出人	差出所 (差出人) 備考	充 所	名充人	充所(名 充人)備 考	奉 書	返札奉書書出 文書	内 容
449	慶安4年	8月2日	判	一条兼退	攝家・関白	阿部豊州	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
450	慶安4年	8月25日	阿部豊後守 一判	阿部忠秋	老中	保田主膳正殿	一条家司	攝家(関 白)家司	* *	従(離)被下御 書致拝見候	將軍宣下、使者派遣
451	慶安4年	8月3日	判	近衛尚嗣	攝家	阿部豊後守と のへ	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
452	慶安4年	8月25日	阿部豊後守 一判	阿部忠秋	老中	近藤筑後守殿	近衛家司	攝家家司	* *	従(離)御書致 拝見候	將軍宣下、使者派遣
453	慶安4年	8月3日	判	二条康道	攝家・前攝 政	豊後守とのへ	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
454	慶安4年	8月25日	(阿部豊後 守)一判	阿部忠秋	老中	大宮大藏少輔 殿	二条家司	攝家(前 根政)家司	* *	従(離)被下御 書致拝見候	將軍宣下、使者派遣
455	慶安4年	8月3日	判	二条光平	攝家	豊後守とのへ	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
456	慶安4年	8月25日		阿部忠秋	老中	隱岐河内守殿	二条家司	攝家家司	* *	従(離)御書致 拝見候	將軍宣下、使者派遣
457	慶安4年	8月3日	判	九条忠栄	攝家・太閤	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
458	慶安4年	8月3日	判	鷹司信房	攝家・太閤	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
459	慶安4年	8月25日	(阿部豊後 守)一判	阿部忠秋	老中	九条太閤御 方、黒野主水 正殿	九条家司	攝家(太 閤)家司	* *	従(離)被下御 書致拝見候	將軍宣下、使者派遣
460	慶安4年	8月25日	(阿部豊後 守)一判	阿部忠秋	老中	鷹司太閤御 方、北村主殿 之助殿	鷹司家司	攝家(太 閤)家司	* *	従(離)被下御 書致拝見候	將軍宣下、使者派遣
461	慶安4年	8月4日	房輔	鷹司房輔	攝家	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
462	慶安4年	8月3日	兼晴	九条兼晴	攝家	豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
463	慶安4年	8月25日		阿部忠秋	老中	鷹司右大將、 広庭隼人正殿	鷹司(右大 將)家司	攝家(右 大將)家司	* *	御書致拝見候	將軍宣下、使者派遣
464	慶安4年	8月25日		阿部忠秋	老中	九条三位中 将、石井右衛 門尉殿	九条(三位 中将)家司	攝家(三 位中将)家司	* *	御書致拝見候	將軍宣下、使者派遣
465	慶安4年	8月3日	真光院一判	真光院	仁和寺院家	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
466	慶安4年	8月25日	(阿部豊後 守)一判	阿部忠秋	老中	真光院		仁和寺院 家	* *	芳翰令披聞候	將軍宣下、使者派遣
467	慶安4年	8月5日	判	妙法院門跡 堯然	親王門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
468	慶安4年	8月5日	判	一乘院門跡 尊覺	親王門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
469	慶安4年	8月5日	判	梶井門跡慈 胤	親王門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
470	慶安4年	8月5日	判	聖護院門跡 道晃	親王門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
471	慶安4年	8月25日	(阿部豊後 守)一判	阿部忠秋	老中	妙法院御門 跡、菅谷刑部 卿御房		親王門跡 家司	* *	従(離)御書致 拝見候	將軍宣下、使者派遣
472	慶安4年	8月25日	(阿部豊後 守)一判	阿部忠秋	老中	一乘院御門 跡、中沼左京 亮殿		親王門跡 家司	* *	従(離)御書致 拝見候	將軍宣下、使者派遣
473	慶安4年	8月25日	(阿部豊後 守)一判	阿部忠秋	老中	梶井御門跡、 山田少式御房		親王門跡 家司	* *	従(離)御書致 拝見候	將軍宣下、使者派遣
474	慶安4年	8月25日	(阿部豊後 守)一判	阿部忠秋	老中	聖護院御門 跡、師法眼御 房		親王門跡 家司	* *	従(離)御書致 拝見候	將軍宣下、使者派遣
475	慶安4年	8月3日	判	竹内門跡良 尚	門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣

476	慶安 4 年	8月3日	判	青蓮院門跡 尊純	門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
477	慶安 4 年	8月4日	信尊	大乘院門跡 信尊	門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
478	慶安 4 年	8月4日	判	三宝院門跡 高賢	門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
479	慶安 4 年	8月6日	常尊	円満院門跡 常尊	門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
480	慶安 4 年	8月5日	義尊	実相院門跡 義尊	門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
481	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	竹内、堀川兵部卿御房		竹内門跡 家司	*	*	御書致拝見候 將軍宣下、使者派遣
482	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	青蓮院、大谷治部卿御房		青蓮院門跡 家司	*	*	御書致拝見候 將軍宣下、使者派遣
483	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	大乘院、南院法橋御房		大乘院門跡 家司	*	*	御書致拝見候 將軍宣下、使者派遣
484	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	三宝院、平井治部卿御房		三宝院門跡 家司	*	*	御書致拝見候 將軍宣下、使者派遣
485	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	円満院、西房法印御房		円満院門跡 家司	*	*	御書致拝見候 將軍宣下、使者派遣
486	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	実相院、両部織部殿		実相院門跡 家司	*	*	御書致拝見候 將軍宣下、使者派遣
487	慶安 4 年	8月4日	判	隨心院門跡 朱巖	隨心院門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
488	慶安 4 年	8月3日	判	勸修寺門跡 寛海	勸修寺門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
489	慶安 4 年	8月25日		阿部忠秋	老中	隨心院、芝刑部卿御房		隨心院門跡 家司	*	*	尊翰致拝見候 將軍宣下、使者派遣
490	慶安 4 年	8月25日		阿部忠秋	老中	勸修寺、山田式部卿御房		勸修寺門跡 家司	*	*	尊翰致拝見候 將軍宣下、使者派遣
491	慶安 4 年	8月6日	本門光円判	西本願寺門跡 光円	西本願寺門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
492	慶安 4 年	8月6日	光次判	東本願寺門跡 光次	東本願寺門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
493	慶安 4 年	8月25日		阿部忠秋	老中	西本願寺、八木蔵人殿		西本願寺門跡 家司	*	*	尊書令拝見候 將軍宣下、使者派遣
494	慶安 4 年	8月25日		阿部忠秋	老中	東本願寺、多賀主膳殿		東本願寺門跡 家司	*	*	尊書令拝見候 將軍宣下、使者派遣
495	慶安 4 年	8月6日	光瑛判	本願寺新門 門跡光瑛	本願寺新門 門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
496	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	栗津右近殿		本願寺新門 門跡家司	*	*	貴翰令拝見候 將軍宣下、使者派遣
497	慶安 4 年	8月5日	祥雲院堯秀判	一身田門跡 堯秀	一身田門跡	阿部豊後守殿	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣
498	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	祥雲院殿		一身田門跡	*	*	貴翰令拝見候 將軍宣下、使者派遣
499	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	伏見殿、生嶋右京亮殿		伏見宮家 家司	*	*	今度 將軍宣下、使者派遣
500	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	八条殿、生嶋宮内少輔殿		八条宮家 家司	*	*	今度 將軍宣下、使者派遣
501	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	高松殿、大原内膳正殿		高松宮家 家司	*	*	今度 將軍宣下、使者派遣
502	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	妙法院新宮御方、菅谷刑部卿御房		妙法院新宮家 家司	*	*	今度 將軍宣下、使者派遣
503	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	大覺寺殿、永田惟伯御房		大覺寺家 司	*	*	今度 將軍宣下、使者派遣
504	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	幸丸殿、細野右近殿		八宮弟幸 丸家司	*	*	今度 將軍宣下、使者派遣
505	慶安 4 年	8月25日	(阿部豊後守)一判	阿部忠秋	老中	養源院		養源院	*	*	尊簡令披閱候 將軍宣下、使者派遣
506	慶安 4 年		九てう政所様にてこ少将		攝家政所女房	あへふんこの 守さま	阿部忠秋	老中			將軍宣下、使者派遣

507	慶安 4 年		すいれうみんさまにて 宮内卿・しゆんせい		齊蓮院坊官	あへふんこの 守さま	阿部忠秋	老中				將軍宣下、使者 派遣
508	慶安 4 年		あへふんこ の守	阿部忠秋	老中	九条政所様にて 少将さま		攝家政所 女房	*	*	御ふみ拝見申 候	將軍宣下、使者 派遣
509	慶安 4 年		あへふんこ の守	阿部忠秋	老中	すいれい院様にて 宮内卿さま・しゆんせ いさま		齊蓮院坊 官	*	*	御ふみ拝見申 候	將軍宣下、使者 派遣
510	慶安 4 年		あへふんこ の守	阿部忠秋	老中	えもんの佐さ ま		女院女房	*	*	今度	將軍宣下、使者 派遣
511	慶安 4 年		あへふんこ の守	阿部忠秋	老中	女五宮様にて おあこさま・ 民部卿さま		女五宮女 房	*	*	今度	將軍宣下、使者 派遣
512	明暦 2 年		さか井うた の頭	酒井忠清	老中	小少将さま	九条政所女 房	攝家政所 女房	*	*	九条政所様	將軍疱瘡見舞
513	明暦元年	1月19日	酒井雅楽頭 忠清・酒井 謙岐守忠勝 ・松平伊豆 守信綱・阿 部豊後守忠 秋	酒井忠清・ 酒井忠勝・ 松平信綱・ 阿部忠秋	老中・大老	清閑寺前大納 言殿・野宮前 大納言殿	清閑寺共房 ・野宮定逸	伝奏	*			禁裏・仙洞・新 院へ年頭祝儀進 上
514	承応 3 年～ 万治元年	1月日	清閑寺前大 納言・野宮 前大納言		清閑寺共房 ・野宮定逸	伝奏	酒井雅楽頭殿 ・酒井體岐守 殿・松平伊豆 守殿・阿部豊 後守殿	酒井忠清・ 酒井忠勝・ 松平信綱・ 阿部忠秋	老中・大 老			禁裏へ年頭祝儀 進上・女房奉書 の趣披露依頼
515	承応 3 年～ 万治元年	1月日	清閑寺・野 宮	清閑寺共房 ・野宮定逸	伝奏	右四人御老中 殿	酒井忠清・ 酒井忠勝・ 松平信綱・ 阿部忠秋	老中・大 老				仙洞へ年頭祝儀 進上・女房奉書 の趣披露依頼
516	承応元年～ 明暦 3 年	8月10日	御老中		老中	清閑寺〔前脱 カ〕大納言殿 ・野宮〔前脱 カ〕大納言殿	清閑寺共房 ・野宮定逸	伝奏	*	*	貢翰致拝見候	禁裏へ初魁等進 上・女房奉書の 趣披露・御機嫌
517	慶安 4 年	8月日	酒井謙岐守	酒井忠勝	大老	菊亭前大納言 殿	菊亭経季	伝奏	*			將軍宣下、再度 勅使・院使派遣 により、御礼の 使者派遣
518	承応 2 年	5月11日	御老中		老中	清閑寺一位殿 ・野宮前大納 言殿	清閑寺共房 ・野宮定逸	伝奏	*			大猷院遠忌法 事・経・香典の 御札として使者 派遣
519	承応 2 年	6月 6 日 [10月 6 日カ]	御老中		老中	右同〔清閑寺 一位殿・野宮 前大納言殿〕 ではない	清閑寺共房 ・野宮定逸	伝奏	*			齊蓮院門跡去 への用意、委闇
520	寛文元年	5月 7 日	御老中		老中	右同〔清閑寺 一位殿・野宮 前大納言殿〕 ではない	清閑寺・野 宮〔脚配〕	伝奏	*	*	尊督致拝見候	寛文改元、將軍 珍重に思召
521	正保 3 年～ 慶安 4 年	1月 11 日	松平和泉守	松平乘壽	老中	菊亭前大納言 殿・飛鳥井前 大納言殿	菊亭経季・ 飛鳥井雅宜	伝奏	*			禁裏・仙洞へ大 納言年頭祝儀進 上
522	承応元年	12月 12 日	御老中		老中	飛鳥井大納言 殿	飛鳥井大納 言雅章		*	*	貢翰致拝見候	宝樹院逝去
523	承応元年	12月 12 日	御老中		老中	園大納言殿	園大納言基 有		*	*	貢翰致拝見候	宝樹院逝去
524	承応元年	12月 12 日	御老中		老中	勸修寺大納言 殿	勸修寺大納 言經広		*	*	貢翰致拝見候	宝樹院逝去
525	承応元年	12月 12 日	御老中		老中	廣橋大納言殿	廣橋〔前脱 カ〕大納言 兼賢		*	*	貢翰致拝見候	宝樹院逝去
526	承応元年	12月 12 日	御老中		老中	三条西中納言 殿	三条西中納 言実教		*	*	貢翰致拝見候	宝樹院逝去
527	承応元年	12月 12 日	御老中		老中	橋本前中納言 殿	橋本前中納 言実村		*	*	貢翰致拝見候	宝樹院逝去
528	承応元年	12月 12 日	御老中		老中	烏丸宰相殿	烏丸宰相資 慶		*	*	貢翰致拝見候	宝樹院逝去

529	承応元年	12月12日	御老中		老中	堀川前宰相殿 康胤		*	*	貴翰致拝見候	宝樹院逝去
530	承応元年	12月12日	御老中		老中	土御門二位殿 泰里		*	*	貴翰致拝見候	宝樹院逝去
531	承応元年	12月12日	御老中		老中	梅園三位殿 実清		*	*	貴翰致拝見候	宝樹院逝去
532	承応元年	12月12日	御老中		老中	六条中将殿 有和		*	*	貴翰致拝見候	宝樹院逝去
533	承応元年	12月12日	御老中		老中	舟橋式部少殿 輔相賢		*	*	貴翰致拝見候	宝樹院逝去
534	承応元年	12月12日	御老中		老中	冷泉少将殿 為清		*	*	貴翰致拝見候	宝樹院逝去
535	承応元年	12月12日	御老中		老中	四条少将殿 隆音		*	*	貴翰致拝見候	宝樹院逝去
536	承応元年	12月12日	御老中		老中	高辻侍従殿 良長		*	*	貴翰致拝見候	宝樹院逝去
537		月日			摶家衆		摶家	*	*	尊書致拝見候	朝覲行幸、將軍 目出度思召
538	承応2年	9月21日	二条光平殿 より	二条光平	摶家	松平和泉守殿 松平乘壽	老中				二条光平閑白就 任、大刀馬進上
539	慶安2年カ	6月27日	光平	二条光平	摶家	和泉守とのへ	松平乘壽	老中			江戸地震見舞
540	慶安2年カ	6月27日	康道	二条康道	摶家	和泉守とのへ	松平乘壽	老中			江戸地震見舞
541	正保2年～ 承応2年	2月11日	判、二条前 摶政殿より	二条康道	摶家・前摶 政	和泉守殿 松平乘壽	老中				年頭祝儀進上
542	正保2年～ 承応2年	2月15日	判、一条殿 也	一条	摶家	松平和泉 松平乘壽	老中				年頭祝儀進上
543	正保2年～ 慶安4年	2月13日	印判、一条 閔白殿より	一条	摶家・閔白	松平泉州 松平乘壽	老中				年頭勅使下向、 隨行使者言上
544	承応2年	7月21日	鷹司太閤	鷹司信房	摶家・太閤	松平和泉との へ	松平乘壽	老中			右大臣転任祝 儀、使者派遣
545	慶安2年カ	6月27日	花山院内府 定好	花山院定好 清華		松平和泉守殿 松平乘壽	老中				江戸地震見舞
546	慶安2年カ	6月27日	転法輪秀実	転法輪秀実 清華		松平和泉守殿 松平乘壽	老中				江戸地震見舞
547	慶安2年カ	6月29日	御老中		老中	花山院殿 花山院	清華	*	*	尊書致拝見候	江戸地震見舞
548	慶安2年カ	6月29日	御老中		老中	転法輪殿 転法輪	清華	*	*	尊書致拝見候	江戸地震見舞
549	承応2年	7月8日	菊亭	菊亭公規		松平和泉守殿 松平乘壽	老中				菊亭家領300石 新加の礼
550	承応2年	7月10日	難波宰相	難波宰相宗 種		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				難波家領300石 新加の礼
551	承応2年	3月24日	徳大寺大納 言公信	徳大寺大納 言公信		松平和泉守殿 松平乘壽	老中				日光仏殿法事、 奉納依頼
552	承応2年	3月24日	花山院定好	花山院定好		右同人[松平 和泉守殿]	松平乘壽	老中			日光仏殿法事、 奉納依頼
553	承応2年	3月24日	日野中納言 弘資	日野中納言 弘資		右同人[松平 和泉守殿]	松平乘壽	老中			大猷院三回忌法 事、奉納依頼
554	承応2年	3月25日	烏丸宰相資 慶	烏丸宰相資 慶		右同人[松平 和泉守殿]	松平乘壽	老中			大猷院三回忌法 事、奉納依頼
555	承応2年	7月21日	山科大納言 定綱	山科大納言 定綱		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
556	承応2年	7月21日	飛鳥井大納 言雅章	飛鳥井大納 言雅章		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
557	承応2年	7月21日	広橋前大納 言兼資	広橋前大納 言兼資		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
558	承応2年	7月21日	柳原前大納 言茂光	柳原前大納 言茂光		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
559	承応2年	7月21日	勧修寺前大 納言経広	勧修寺前大 納言経広		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
560	承応2年	7月21日	日野中納言 弘資	日野中納言 弘資		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
561	承応2年	7月21日	烏丸宰相資 慶	烏丸宰相資 慶		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
562	承応2年	7月21日	堀川前宰相 康胤	堀川前宰相 康胤		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
563	承応2年	7月21日	梅園三位実 清	梅園三位実 清		阿部豊後守殿 阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重

564	承応 2 年	7 月 21 日	六条中将在 知	六条中将有 和		阿部豈後守殿	阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
565	承応 2 年	7 月 21 日	舟橋式部少 輔相資	舟橋式部少 輔相賢		阿部豈後守殿	阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
566	承応 2 年	7 月 21 日	四条少将隆 音	四条少将隆 音		阿部豈後守殿	阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
567	承応 2 年	7 月 21 日	冷泉少将為 清	冷泉少将為 清		阿部豈後守殿	阿部忠秋	老中				右大臣転任珍重
568	正保元年～ 承応 2 年	11 月 吉日	晴季判	北島晴季	出雲国造	松平和泉守殿	松平乗壽	老中				大社神前での祈 禱卷致獻上
569	正保 2 年～ 慶安 3 年	9 月 11 日	二条右大臣 殿より	二条光平	攝家	和泉守とのへ	松平乗壽	老中				年頭祝儀進上
570	正保 2 年～ 慶安 3 年	9 月 15 日	判、一条殿 より	一条	攝家	松平和泉	松平乗壽	老中				年頭祝儀進上
571	慶安 3 年	月日	鷹司殿より	鷹司	攝家	松平和泉守殿	松平乗壽	老中				信平下向、肝煎 依頼
572	正保 3 年～ 慶安 4 年	3 月 25 日	近衛殿より	近衛	攝家	松平泉州	松平乗壽	老中				將軍不例見舞
573	正保 3 年～ 慶安 4 年	3 月 25 日	青蓮院御門 跡より	青蓮院門跡	門跡	松平和泉守殿	松平乗壽	老中				將軍不例見舞
574	正保元年	6 月 日	阿部豈後守 一判	阿部忠秋	老中	信濃小路淡路 守殿	九条(前関 白)家司	* * 従(離)被下御 書致拝見候				長松誕生祝意
575	万治 2 年	6 月 3 日	御老中		老中	河内兵庫頭殿		攝家家司	* *	從(離)御書致 拝見候		八官(後水尾院 皇子、良純)宥免
576	慶安 3 年	2 月 29 日	御老中		老中	安田刑部卿		梶井門跡 家司	* *	從(離)御書致 拝見候		梶井門跡主職 再任、年頭祝儀 進上
577	慶安 2 年カ	6 月 27 日	大覚寺殿よ り		大覚寺門跡	松平泉州	松平乗壽	老中				江戸地震、家綱 への見舞
578		6 月 29 日	御老中		老中	永田性伯斎		大覚寺門 跡家司	* *	從(離)御書致 拝見候		
579	正保 2 年～ 慶安 4 年	月日	御老中		老中	土御門左兵衛 督殿	土御門泰重		* *	名越之御祓		家綱へ名越祓進 上
580	正保 2 年～ 慶安 3 年	11 月 11 日	御老中		老中	土御門二位殿	土御門泰重		* *	芳翰令拝見候		祭料身固めの下 行下賜、御札使 者派遣
581	慶安 3 年	10 月 28 日	御老中		老中	吉田刑部少輔 殿			* *	来札令披見候		西九移徙、祈禱 の札進上
582	慶安 3 年	10 月 28 日	御老中		老中	祭主殿			* *	来札令拝見候		西九移徙、祓等 進上
583		月日	御老中		老中	鬼沙門堂殿			* *	貨翰致拝見候		神前開口
584	慶安 2 年	月日	松平和泉守 一判	松平乗壽	老中	南禅寺			* *	芳簡令拝見候		大納言日光參詣 祝意、使者派遣
585	慶安 2 年	月日	松平和泉守 一判	松平乗壽	老中	天竜寺			* *	芳簡令拝見候		大納言日光參詣 祝意、使者派遣
586	慶安 2 年	月日	松平和泉守 一判	松平乗壽	老中	相國寺			* *	芳簡令拝見候		大納言日光參詣 祝意、使者派遣
587	慶安 2 年	月日	松平和泉守 一判	松平乗壽	老中	建仁寺			* *	芳簡令拝見候		大納言日光參詣 祝意、使者派遣
588	慶安 2 年	月日	松平和泉守 一判	松平乗壽	老中	東福寺			* *	芳簡令拝見候		大納言日光參詣 祝意、使者派遣
589	慶安 2 年	月日	松平和泉守 一判	松平乗壽	老中	万寿寺			* *	芳簡令拝見候		大納言日光參詣 祝意、使者派遣
590		4 月 2 日	酒井雅楽頭 酒井忠清	老中	増上寺				*			仏殿へ茄子御献 上
591		月日	御老中		老中	知恩院方丈			* *	貨翰致拝見候		將軍宣下、使者 派遣
592		2 月 8 日	御老中		老中	多賀大僧正御 房			* *	芳札令披見候		祈禱の札獻上
593		2 月 8 日	御老中		老中	愛光山威徳院			* *	来札令拝見候		
594		2 月 9 日	御老中		老中	高野山大徳院			* *	芳札令披見候		
595		月日	御老中		老中	智積院			* *	芳札令披見候		本丸炎上見舞
596		3 月 24 日	御老中		老中	金地院			* *	芳札令披見候		御暇頂戴、公帖 頂戴
597		月日	御老中		老中	永平寺			* *	芳札令拝見候		使札への返札

598		月日	御老中		老中	遊行上人			*	*	芳翰令詫問候	西丸移徙、使者派遣
599		月日	御老中		老中	伊勢熊岳金剛 証寺			*	*	来札令披見候	進上への返札
600		月日	御老中		老中	愛宕山大膳院			*	*	来札令披見候	進上への返札
601		月日	御老中		老中	高野山無量寿 院			*	*	来札令披見候	進上への返札
602		月日	御老中		老中	高野山宝生院			*	*	来札令披見候	進上への返札
603		月日	御老中		老中	愛宕山福寿院			*	*	来札令披見候	進上への返札
604		月日	御老中		老中	愛宕山教院院			*	*	来札令披見候	進上への返札
605		月日	御老中		老中	八幡山閑伽井 坊			*	*	来札令披見候	進上への返札
606		月日	御老中		老中	清水寺成龍院			*	*	来札令披見候	進上への返札
607		月日	御老中		老中	医師之壽昌院			*	*	来札令披見候	進上への返札
608		11月21日	出雲印・右 京印	安藤重長・ 松平勝隆	寺社奉行	武州富田村興 [真カ]福寺						参府命令
609		7月8日	判、隨心院 御門跡より	隨心院門跡	隨心院門跡	戸田土佐守殿	戸田氏豈	高家				領地拝領、祝儀 進上
610		7月3日	播磨少将輝 政	池田輝政		進上、広橋大 納言殿・勘修 寺中納言殿	広橋兼勝・ 勘修寺光豊	伝奏				勘定により太刀 馬拝領の礼
611	明暦元年	4月日	礼曹參判申 翊全	申翊全	朝鮮礼曹參 判	日本國從四位 下侍從豊後守 阿部公閣下	阿部忠秋	老中				朝鮮国王、家綱 の將軍襲職を賀し、 大猷院・大權現廟堂へ進上
612	正保4年	正保4年 3月13日	太政官		太政官	下野国						太政官符(東照 宮幣帛)
613	承応元年	慶安5年 5月3日	中山王尚質 判	尚質	琉球中山王	松平伊豆守殿 ・松平和泉守 殿・阿部豊後 守殿	松平信綱・ 松平乘壽・ 阿部忠秋	老中				琉球中山王、家 綱の將軍襲職を 賀し、使者派遣
614	承応2年	承応2年 癸巳10月 26日	松平伊豆守 一判・阿部 忠秋	松平信綱・ 阿部忠秋	老中	回答、中山王						琉球中山王、家 綱の將軍襲職を 賀し、使者派遣
615	慶安元年	慶安子元 12月29日	酒井雅樂頭 ・松平伊豆 守・阿部豊 後守	酒井雅樂頭 ・松平信綱 ・阿部忠秋 [老中記載 問題あり]	老中	板倉周防守殿	板倉重宗	京都所司 代	*			鷗津久雄の口宣
616	承応2年	月日	御老中		老中	板倉周防守殿	板倉重宗	京都所司 代	*			松平左馬頭(徳 川綱重)の位記 ・宣旨
617	慶安4年	慶安4年 8月16日										位記謁様の事 (兼松正直)
618	慶安4年	慶安4年 8月16日										宣旨(兼松正直、 官途に謁記あり)
619	寛文3年	寛文3年 12月28日										口宣案(伊達宗 利、侍従)
620	寛文3年	寛文3年 12月28日										口宣案(伊達宗 利、遠江守)
621	寛文3年	寛文3年 12月28日										宣旨(伊達宗利、 侍従)
622	寛文3年	寛文13年 [3年が 正当] 12 月28日										宣旨(伊達宗利、 遠江守)

(備考) 597~607番は書式のみ

(二) 【御内書奉書等写】より知られる文言の使い分けとその変遷

(イ) 伝奏充御内書の文言の使い分けとその変遷

次に、伝奏充御内書の文言の使い分け等について明らかにしておこう。まず、「御内書写上」で確認される年頭祝儀進上の際の伝奏充御内書の文言の変化について述べる。前述の如く、伝奏充御内書には、禁裏、仙洞・新院などへの奏聞を願つたものと、伝奏に対する個人充のものとがある。以下、明暦元年の御内書を例に、本文の記載について指摘しておきたい。

【禁裏充年頭祝儀進上（表1の四九番）】

為年始之御礼、以戸田侍従言上候、仍御太刀一腰・御馬一疋令進上之候、此旨宜被達 収聞候、謹言、

【仙洞充年頭祝儀進上（表1の五〇番）】

為年頭之御祝儀、仙洞江御太刀一腰・御馬一疋進献之候、猶戸田侍 徒可令言上候、此旨宜有 奏達候、謹言、

【新院充年頭祝儀進上（表1の五一番）】

為年甫之御祝儀、新院江御太刀一腰・御馬一疋進献之候、猶戸田侍 徒可令言上候、此旨宜有 奏達候、謹言、

【伝奏充年頭祝儀贈与（表1の五二番）】

為陽春之嘉祥、太刀一腰・馬一疋被相送之候、猶戸田侍従可令演述 候、謹言、

右の特徴について記すと、第一は、祝儀進上の際に、禁裏充には「年始之御礼」、仙洞と新院充には「年頭（或いは年甫）之御祝儀」という言葉を使用していたということ。禁裏充には「御礼」、仙洞や新院充には「御祝儀」という言葉の使い分けは、家光将軍就任期の御内書（表

1の二〇・二一番）や明暦二年の御内書からも確認できる。第二は、禁裏充には「以（誰）言上候、仍（何）令進上之候」という文言、これに対しても仙洞・新院充には「仙洞江（或いは新院江）」とまず対象を示し、「（何）進献之候、猶（誰）可令言上候」という文言を使用していること。禁裏充の表現は、寛永前期の御内書では「以（誰）令言上候、仍（何）致進上之候」となっており（二〇番）、寛永前期のそれの方がより丁寧な表現である。また、新院充の表現も、寛永前期の御内書においては、「新院江（何）令進献之候」となっており（二一番）、寛永前期のそれがより丁寧である。寛文～延宝期に武家伝奏を務めた中院通茂の日記の寛文二二年（一六七二）正月廿八日条には、この年の朝廷への年頭祝儀進上の際の伝奏充家綱御内書が四通載せられている。その部分からは、禁裏充には、「為年頭御礼」、「以（誰）言上候」、「仍（何）令進上候」という文言、法皇・本院・新院充には、「年始（或いは改年、年甫）之御祝儀」、「法皇江（或いは本院江、新院江）（何）進献之候」、「尚（或いは猶、委曲）（誰）可令言上候」という文言で記されていたことが掴め、明暦期と変化はない。またこれら諸点は、八代吉宗から一一代家斉の御内書においても確認することができる。²¹⁾

以上、伝奏充御内書文言の使い分けがなされていること、微妙な文言の変化ながら伝奏充御内書文言の定型化が、明暦か、或いはそれ以前に、寛永前期の御内書文言よりも軽くする方法でなされたことが掴めるのである。

(ロ) 大名充老中奉書の書出文言

次に、大名充老中奉書の文言について、本書所収文書の推定年次の下限（寛文六年、後述）とほぼ同一期、寛文四年に幕府右筆久保正永がまとめた「当用書札」の写本「当用書札」の記載と照合しつつ吟味する。

「御奉書写 中」には、奉書が四四点存するが、この内、返札の老中奉書の書出に注目してみると、それが武家の身分序列に沿った形で記されていることが掴める。すなわち、御三家（充所は家司名）には「御書致拝見候」、中将（松平光長と前田綱紀）には「御札致拝見候」、少将（池田光政）には「御札令拝見候」、侍従（毛利綱廣、宗義成）には「御状令拝見候」、一〇万石以下（永井尚政、溝口宣直、小笠原貞信、秋月種春）には「御状令披見候」と認められている。これらを「当用書札」で確認すると、ほぼ同様であることが掴める。すなわち、これには、「紀伊殿・尾張殿・水戸殿／御書致拝見候」、「中将江ハ／御札致拝見候／松平越後守殿・松平加賀守殿」、「少将国持／御札令拝見候／松平越前守殿」、「侍従大名ハ／御状令拝見候」、「右已下壹万石已上ハ／御状令披見候」とある。また、大名・諸士に対する指示や通知の奉書の書出についてであるが、京都所司代、五万石の大名・大坂加番の大名には「一筆令啓候」、今市小屋奉行や日光山守護には「一筆令申候」と認められている。これらは、「中大名已下／一筆令啓候」、「寄合又ハ諸物頭已下／一筆令申候」との『当用書札』の記載と一致する。

(八) 公家・門跡への老中奉書の書出文言

次いで、公家・門跡老中奉書の書出文言について、『当用書札』の記載と照合しつつ吟味する。「御奉書写 下」収載データ一七四件の内、九七件は奉書である。これら奉書の差出所には、老中の名・阿部忠秋、松平乗壽、酒井忠清、松平信綱、大老の名・酒井忠勝が記されている。これらの内、返札の老中奉書の文言について吟味しておきたい。まず、「従（誰）被下御書致拝見候」という文言が、閑白・前撰政・前閑白、太閤への奉書で使用されている。これが最も丁寧な表現であるが、これに続く表現として、「従（誰）御書致拝見候」という文言がある。これ

は、摂家・親王門跡（妙法院、一乘院、梶井、聖護院、大覺寺）への奉書で使用されている。また摂家の右大將や三位中將・門跡（竹内、青蓮院、大乘院、三宝院、円満院、実相院）には、「御書致拝見候」、清華（花山院、転法輪三条）には、「尊書致拝見候」、隨心院門跡と勸修寺門跡には、「尊翰致拝見候」、公家の大納言から侍従には、「貴翰致拝見候」、両本願寺には、「尊書令拝見候」という文言が使用されている。

これら老中奉書の書出部分の記載と、『当用書札』の記述とを照合しておこう。『当用書札』では、四類型として示している。すなわち、第一に、「摂家大臣、親王家、宮御門跡」には「従（誰）御書致拝見候」。誰に当る部分には、「摂政殿・関白殿・伏見殿・仁和寺殿」を入れている。第二に、「摂家門跡、公方門跡、清花大臣、摂家公卿」には「御書致拝見候」。第三に、「清花門跡、両本願寺」には「尊翰致拝見候」。第四に、「清花大納言」には「貴翰致拝見候」。これ以下には「貴札」、「御札」、「御状」を使用する、とある。これらの内容は、「御奉書写 下」の記載とほぼ一致するが、「従（誰）被下御書致拝見候」という表現がないこと（ある時期から使用されなくなつたのか）、両本願寺への書出を「尊翰致拝見候」としていることは相違している。

以上、本節では、御内書・奉書の文言の使い分けなどについて考察した。その結果、朝廷充の年頭祝儀献上の際の伝奏充御内書文言の定型化が、明暦か、或いはそれ以前に、寛永前期の御内書文言よりも軽くする方法でなされたことが明らかになつた。また、摂家充の奉書文言の最も丁寧な表現（「従（誰）被下御書致拝見候」）が『当用書札』に記載されていないことが明らかになつた。寛文前半までの間に、摂家充の奉書文言も一段階落とす形で定形化されたように考えられる。

二 「御内書奉書等写」の編集

次いで本章では、本書の作成に関して考察したい。

まず、所収文書の中から年月日が正保二年七月廿八日とされる家綱大納言任官儀礼無事終了を通知した禁裏付充の老中奉書を示す（表2の四〇番）。

今廿三日 （家綱） 若公様御元服、加冠者彦根中将（井伊直季）、理髪者会津少将勤之（保科正之）、御社参、還御之上、於御黒書院、三獻之御祝、（妙光） 紀新大夫御太刀・

旗本之面々、兩上様江御目見、入御之後、紅葉山江（藤後平江） 大納言様御、（天野長信） 大広間江出御、勅使御対顔、從三位・大納言御任叙之宣旨、并正二位御推叙之御位記等御頂戴、終而御一門方・諸大名・御

新躬藤四郎 大納言様江被進、御作法無残所、天氣迄能相濟、御機嫌不大形候、誠以千秋万歳目出度御事不過之候、恐々謹言（重込）、（阿部対馬守） 松平伊豆守（信綱）

七月廿八日

酒井雅樂頭

天野豊前守殿（天野長信）
高木伊勢守殿（高木久延）

差出所に「酒井雅樂頭」とあることに注目したい。酒井忠清の奉書加判が、承応二年六月五日に命ぜられたことからすると、この差出所の

「酒井雅樂頭」は、内容との関係で不相応である。大納言任官無事終了の通知は、家光政権期に上方八人衆として幕政に関与した永井尚政・同直清にもなされたが、旧高槻藩「永井家文書」（奈良教育大学所蔵）の中には両名充の本件に関する老中奉書（24）が存する。日付は「卯月廿三日」、差出は「松平伊豆守信綱（花押）・阿部豊後守忠秋（花押）・阿部対馬守重次（花押）」である。この文書によつても、四〇番の文書の差出

所の「酒井雅樂頭」が不相応であることが判る。また將軍家吉事の重要儀礼の通知は終了後すぐに、次飛脚によつてなされることから、日付の「七月廿八日」も疑問が残る。表3の五一〇番の文書は、寛文改元將軍珍重に思召す旨を伝奏に伝えた老中奉書である。年次は寛文元年であるが、文書の充所には「右同」（清閑寺共房・野宮定逸）とある。野宮は明暦四年に伝奏を辞任していることから、この記載も妥当でないことが判る。では、これらの矛盾をどう考えるべきであろうか。結論を先に言えば、これらは本書に登載される際の誤記であろう。

かかる誤記からは、本書の編集が、幕府が発給した文書の控や、公家・門跡・大名の書状等の留を基にしてなされたこと、編集の過程で、使用した史料の所収文書の差出所・充所に、「老中」或いは「伝奏」としか控えられていないなかたものを、老中名・伝奏名に戻される方法が取られたことが窺い知れる。文書の内容と名充人との関係で年次が明確で、老中名・伝奏名に問題が存するのはこのためであろう。この点は、表2の四三七番の文書の充所「御老中様」が朱筆で「久世大和守様」に改められていることからも指摘ができるよう。

本書の所収文書は、時代的、類別的に配列されており、また年次の確定可能なものが多い。これは本書が、幕府が発給した文書の控や、公家・門跡・大名の書状等の留に収載された文書が選別・類別され、書写された事例集であるからであろう。

「御内書写 上」は、「御内書」の部と「御内書留」の部の二部から成る。一部の前に「御内書」、二部の前に「御内書留」とある如く、この「御内書」・「御内書留」は、使用された史料名と考えられる。それは、「江戸幕府日記」寛永一七年六月廿一日条に、

一、諸大名より端午之使者共ニ、御帷子單物被下候、阿部豊後守、
并奏者番面々申渡之、委細御内書留ニ記之、

とあり、寛永一七年の端午の御内書渡しに関する詳細が、「御内書留」と題されたものに記されたことが把握できるからである。本書の「御内書留」の部は、『御内書留』という史料が使用され、この中から、朝廷充年頭祝儀進上の際の伝奏充御内書と祝儀進上目録、及び三季の御内書が選択され、明暦元年分の前者、三季の御内書、明暦二年分の前者、という順で並べられたように思われる。

「御奉書写 中」には、四五番と四一六番の間にスペースがあり、この冊子の冒頭及び四一六番の前に「奉書」とある。この余白と「奉書」という記載の在り方、この冊子の内容からすると、おそらくこの冊子は、表紙に「奉書」と記された奉書及び大名書状等の留が使用されて、その所収文書が主に奉書と大名書状に大別され、内容に留意しつつ、家格・幕府役職順に沿って選別・類別されて成ったものと考えられる。

本書には、朝廷充年頭祝儀進上の際の御内書の文言の変化を確認し、御内書が収載され、明暦二年の朝廷充年頭祝儀・即位祝儀進上の際の進上目録の形式、用紙、員数に関する記載が存する。また、大名への老中奉書が、家格や幕府役職の上下に沿って配列され、その書出文言が『当用書札』の記載と一致し、公家・門跡の書状への老中奉書が、公家や門跡の身分序列に沿って載せられ、その書出文言が『当用書札』の記述とほぼ一致している。これらの諸点から、本書が、幕府文書を選別・類別することが可能であった、幕府文書の作成・保管に携わる幕府役人によつて作成されたと考へることができる。

本書の編集時期については限定できないが、使用された史料の所収文書の年次の下限は、寛文六年頃である。この点については、「御奉書写中」所収文書の推定年次の下限が同六年、「御奉書写 下」所収文書のそれが同三年であったことに加え、「御内書写 上」の「御内書留」部の家綱の端午御内書の名充人について分析すると一層明瞭になる（後

述）。

加えて、本書所収文書と『当用書札』との関係であるが、両者の間には本文が完全に一致する文書は存在しない。両者の共通性は、「御内書奉書等写」所載の公家・門跡・大名への老中奉書の書出文言を個々に分析することによって確認される。

以上、ここでは、本書所載文書の差出所・充所の誤記に注目して、本書の編集方法、作成者等について指摘を行つた。

三 三季献上への御内書発給

(一) 「御内書留」の部収載の端午御内書

次いで本節では、「御内書留」の部に記されている三季の御内書の名充人の内、とくに端午のそれを検討し、三季の御内書の充所の記載、下賜・不下賜対象について把握する。

表1で示した通り、「御内書留」の部の三季の御内書に関する記載は、明暦元年の朝廷充年頭祝儀進上のための伝奏充御内書と同二年のそれの間に位置している。この位置付けと、端午御内書の名充人の官位、例えば紀伊が大納言、尾張が中納言、水戸が宰相、金沢前田が中将、高松松平が少将、松江松平が少将、との記載、また幕府役職者に関する記載（忍侍従、小田原侍従、久世、牧野侍従）から、寛文前半頃の三季の御内書の下賜状況について記したもの、と推測しうる。このことは以下のことによつても確認しえる。すなわち万治三年に富山へ転封された前田利次が、「百塚侍従とのへ」と記されていること、この端午の御内書の名充人に、寛文三年に没した者（小笠原忠知）、同四年に致仕した者（立花忠茂）、同五年から六年に没した者（松平直政、小笠原長次、加藤泰興、京極高通）、同五年から六年に侍従から少将に任せられた者（佐竹

義隆、浅野光晟、藤堂高次)が侍従として記され、同五年に従五位下に叙せられた者(嶋津忠高)が任官名(飛驒守)で記されていることから、対象であること、この記載には、数は少ないが寛文以前の名充人も含まれていることが掴めよう。

次に、御内書の下賜・不下賜対象と、それの充所の記載方についてみていきた。この冊子に示される端午御内書の下賜対象は、本願寺・大名・毛利家来吉川内蔵助などである。表1の五五)二五八番(但し、五八番は歳暮の御内書のため除く)の部分に、二〇三名の名充人が記されている。大納言が一名、中納言が一名、宰相が一名、中将が三名、少将が六名、侍従が二十四名、四品が四名、諸大夫が一四五名、無官が七名である。大名がほぼ大納言、中納言、宰相、中将、少将、侍従、四品、諸大夫の順で記されている。本願寺と吉川を除く名充人二〇〇名の領知高は、一九一名が万石以上、八名が人名特定できず不明、一名は五千石である。⁽²⁵⁾

まず、名充人の記載方について問題点を二点指摘しておきたい。第一は、老中久世廣之の名が「久世」と記されていることについてである。久世は寛永一三年に従五位下・大和守に叙任され、寛文三年に老中職となり、同年に従四位下に昇叙している。寛文元年から六年までの老中職には、酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋・稻葉正則がいたが、ここでは、忠秋・正則の名が確認され、前者は「忍侍従とのへ」、後者は「小田原侍従とのへ」と記されている。久世廣之が「久世」と記されたのは、まだ侍従昇叙以前であったためであろう(久世への侍従叙任は寛文一〇年)。

第一は、侍従以上の名充人の記載方についてである。少将以上は、⁽²⁶⁾〔紀伊〔徳川頼宣〕大納言殿、尾張〔徳川光久〕中納言殿、水戸〔徳川光宣〕宰相殿、越後〔松平光昌〕三位中将殿、

会津〔前田綱紀〕中将殿、加賀〔前田綱重〕中将殿、越前〔松平直政〕少将殿、備前〔松平直政〕少将殿、因幡〔池田光政〕少将殿、薩摩〔蜂須賀〕少将殿、高松〔伊達〕少将殿、出雲〔松平直政〕少将殿、⁽²⁷⁾とあり、徳川頼宣から松平直政までが、「領地名十官職十殿」と記されたことが掴める。また侍従は、「阿波〔蜂須賀〕侍従とのへ、秋田〔佐竹義隆〕侍従とのへ、安芸〔伊達〕侍従とのへ、肥前〔鍋島〕侍従とのへ、対馬〔前田利次の〕侍従とのへ、宇和鳴〔伊賀〕侍従とのへ、伊賀〔伊賀〕侍従とのへ、大野〔細川綱利〕侍従とのへ、百塚〔前田利長〕侍従とのへ、美作〔森長繼〕侍従とのへ、長門〔山内忠豊〕侍従とのへ、肥後〔鍋島〕侍従とのへ、筑前〔鍋田〕侍従とのへ、土佐〔京極〕侍従とのへ、丹後〔丹後〕侍従とのへ、忍〔立花忠茂〕侍従とのへ、小田原〔松平忠弘〕侍従とのへ、久世〔久世廣之〕老中・四品、牧野〔牧野親成〕侍従とのへ、立花〔立花飛騨守〕侍従とのへ、松平〔松平忠弘〕下総守〔下総守〕とのへ、⁽²⁸⁾小笠原〔小笠原忠政〕右近將監とのへ、立花〔立花飛騨守〕侍従とのへ、⁽²⁹⁾〔中略〕丹羽〔丹羽光重〕左京大夫とのへ、⁽³⁰⁾織田〔織田長瀬〕守とのへ、⁽³¹⁾丹羽守とのへ、⁽³²⁾丹羽忠弘・小笠原忠眞・本多政勝・丹羽光重・織田長頼が「名字十官途十とのへ」と記されている。蜂須賀から京極までは、国持大名(蜂須賀・佐竹・浅野・鍋島・藤堂・毛利・細川・黒田・山内)、宇和島伊達・宗・松平直良(明石松平組)、前田利次(富山前田組)、美作森・宮津京極である。阿部忠秋から牧野親成までは幕府役職者で、阿部・稻葉・久世は老中、牧野は京都所司代である。立花忠茂以下六名は皆侍従に叙任されているが、「名字十官途十とのへ」と記されている。譜代大名の侍従(松平忠弘・小笠原忠眞・本多政勝)に加えて、立花・丹羽・織田が「名字十官途十とのへ」とされたのである。

これらの記載方法からは、侍従の官職を有する者が三つに類別されて、①「領地名十官職十とのへ」、②「名字十官職十とのへ」、③「名字十官途十とのへ」と記されていたことが判る。『江戸幕府日記』に「国持大名」と記される国持大名などに対しても、領地名入りの①、また将軍と大名の取次行為を公的職務とする老中が、領地名入りの①である。次いで、

上方において、江戸の老中の指示を受けつつ、朝廷・公家・寺社に関する事柄を担当する京都所司代が、名字と「侍従」という官職名入りの②である。老中と京都所司代の幕府中枢における位置付けの相違が、この記載方に示されている。そして侍従の譜代大名と、立花・丹波・織田が、名字と官途名入りの③である。三つの表記法によって、侍従の大名が、領地の規模、幕府役職、譜代大名であるか否かなどによつて類別されたのである。

次いで、端午に献上することを認められながらも、御内書を下賜されなかつた大名などについて吟味する。⁽²⁷⁾ 本書には、「御内書不遣分」として三名の名と献上品が記されている。すなわち、「一、帷子単物数三 枚 酒井雅楽頭、一、帷子単物数三 喜連川左兵衛督、一、小紋鳥子五百枚 本多内蔵之助」とある。大名の内、家綱政権下で御内書の奉者を務めていた酒井忠清、鎌倉公方の末裔とされる喜連川等が御内書を下賜されていなかつた。⁽²⁸⁾ 清和源氏で新田氏の末裔とされる徳川将軍家の系図上の位置付け故に、喜連川が別格に扱われている様子が把握できる。尚、端午計時服被差上、別条記之、⁽²⁹⁾ とあり、江戸中期においても同待遇であったことが確認される。陪臣にもかかわらず、毛利家臣吉川は、時服を献上することを許可され、御内書を下賜されていた。幕府は、吉川の関ヶ原における徳川方への内通を評価する旨を、三季献上儀札を通して表現していたといえよう。この措置は、幕藩体制成立過程における政治社会的手段として扱われ、それが継続して行われるようになつたものと思われる。越前松平家の家老本多は、端午献上は許可されていたが、献上品が時服ではなく、また御内書も下賜されていなかつた。『柳営秘鑑』卷一には、江戸中期には、御三家の家老も越前家の家老本多の如く、時服ではないものを献上したこと、これらの献上に対する御内書は下

賜されなかつたことが記されている。

統いて、一万石以上でありながら、端午には献上せず、重陽に時服を献上した大名について述べる。該当者については、本書「御内書不遣分」の次(表1の二二六三～二二六八番)に記されており、青木重兼・桑山一玄・小出有棟・建部政長・池田薰彰・加藤直泰、以上六名である。「寛政重修諸家譜」によれば、青木重兼は、大坂冬の陣後の和議成立時に大坂方の使者役を務めた青木一重の家督を継承した大名。桑山は先代が秀吉やその弟秀長に仕えた家系、小出有棟は秀吉に繫がる家柄の出。建部と池田は大坂両度の尼崎守衛の功により、陣後一万石を付与された大名、加藤は実母が関ヶ原の戦で西軍についた小出吉政(秀吉に繫がる家系)の女である。三季献上が可能な万石以上の身分にありながら、重陽の一季のみ献上する大名がいたのである。万石以上が、三季献上者と一季献上者に類別されていたことが掴めよう。

以上、御内書の下賜・不下賜対象、御内書の充所の記載について検討を行つた。本書の「御内書留」の部には、寛文前半頃の端午の御内書の名充人として、二〇三名の名が記され、この名充人が、端午の献上を許可され、御内書を下賜された大名などであつた。三季献上儀札を通して、大名は、①三季の献上に対し御内書を下賜された者、②端午に時服を献上しつつも御内書を下賜されなかつた者、③重陽のみ献上した者、と三つに類別されていたことが判つた。②と③は特例であり、②の喜連川への措置により、将軍家の系図上の位置付けがこの儀札を通して表現されていたのであつた。江戸中期には、万石以上のほか、毛利家・越前家・御三家の家来も三季献上を行つたが、彼らは、献上品と御内書の下賜・不下賜によつて差異を受けられ、大名と同じく三季に時服を献上し、御内書を下賜された陪臣は、毛利家家来吉川のみであつた。吉川への特例措置は、幕初の将軍を頂点とする幕藩体制の成立過程で取られた措置が、

恒例化したものと捉えられるのである。

また、御内書の充所、とくに侍従大名へのそれは、①「領地名十官職十とのへ」、②「名字十官職十とのへ」、③「名字十官途十とのへ」、と領地の規模、幕府役職、譜代大名であるか否かによって、三つに分けて記されていたことが明らかとなつたといえよう。

(二) 大名の諸献上への御内書・奉書発給

幕府はその初期段階においては、大名の年頭や不時の献上、門跡の節句祝儀献上、寺社の祈祷の札等の献上に対し、また大名やその親族の死去に際し、御内書を発給していたが、家光政権期頃からこの文書の発給の在り方を改めた。すなわち、将軍と大名の取次行為が、老中の公的職務として明文化された時期に、大名の年頭祝儀献上への返書が、御内書から老中連署奉書へと切り替えられ、³⁰⁾ 家綱政権期には、第一章で述べた通り、知恩院の年頭祝儀言上のための使者派遣に対するそれも、御内書から老中連署奉書へと切り替えていたのである。そしてその一方で、禁裏などに対する將軍の年頭祝儀言上のための伝奏充御内書と、大名や本願寺の三季献上への御内書は、この後も幕末まで連綿と発給され続けたのであった。

將軍と主従関係で結ばれる大名は、知行関係と役の関係で将軍と結合され、官位制的編成を受けていた。将軍への大名の諸献上は、この関係故になされた服属儀礼であり、ことに参勤時の献上は、将軍への大名の臣従を確認する場での進上行為であった。幕府は諸献上の中で参勤時の大名を最重要視し、次に三季の献上を重要視していた。この点については、明暦三年（一六五七）の江戸大火後に出来た贈答行為に関する触

書に、

覚

一、拾万石以上国持大名迄、先当年より三ヶ年之中は参勤之進物、

一、時服十 御太刀馬代 黄金壹枚

一、同三重 御太刀馬代 黄金壹枚

一、同二重 御太刀馬代 黄金壹枚

以右之内、応分限、可被指上之事、

一、九万石ヨリ五万石迄、御太刀馬代 黄金壹枚

一、四万九千石以下は、御太刀馬代 白銀壹枚

一、五万石より国持大名迄、歳暮御祝儀進上

一、吳服五

一、同三

一、同式重

一、同老重

右、応分限、以此内可被差上之、端午・重陽ニは、猶以可為減少、此外常々ハ、輕進物可有献上候事、

一、下々音信贈答ハ、参勤・端午・重陽・歳暮共、以可為無用事、

二月

とあることから確認される。すなわち、幕府が、明暦の大火による大名屋敷焼失という緊急事態を受けて、①参勤時、②三季、③常々の順で、大名の献上品に関する指示を出したのである。三季の献上品については、歳暮のそれを示し、端午・重陽にはこれより減ずるよう、との達であつた。幕府が献上儀礼を重視していたことは、かかる事態においても中止せずに、参勤・三季に加えて、常々の献上をも行わせたことに示されている。幕府が無用としたのは、将軍への献上行為に派生した大名相互、大名と旗本の間の音信贈答であつた。

幕府は、将軍への大名の参勤時の献上には返札を発給せず、三季の献上には御内書を、年頭・八朔・国元到着御礼の献上には老中連署奉書を、

また機嫌伺の献上などには、寛文四年以後は老中単署奉書を発給した。⁽³²⁾

将軍への三季献上には、将軍と大名の取次行為を公的職務とする老中が返札を発給せず、将軍自らが差出人となりこの行為に応じたのである。

将軍への三季献上には御内書が発給されたが、将軍世子へのそれに老中奉書が発給された。『永井家文書』(奈良教育大学所蔵)には、将軍世子家綱への歳暮祝儀献上に對して発給された、一二月廿八日付永井直清充の老中連署奉書(松平乗壽・阿部忠秋連署)が存し、また『柳營秘鑑』卷二には、「一、大納言より三季献上の方、御奉書出ル、黒田豊前守渡之」との記載がある。以上からは、既に家光政権期の段階で、将军への三季献上に対しても御内書、将軍世子へのそれに対しても老中奉書、という三季献上儀礼における幕府発給文書の使い分けがなされていることが把握できるのである。

おわりに

以上、本稿では、「御内書奉書等写」の内容を総合的に明らかにし、本書の「御内書留」の部の三季の御内書に関する記載や、明暦三年大火後の献上等に関する触の分析を通して、三季の御内書発給による大名統制の実態を明らかにした。以下、要点を整理し、今後の課題を述べまとめどしたい。

本書は、幕府が発給した文書の控や、公家・門跡・大名書状等の留を基に、それら所収文書の選別・類別がなされて成った事例集である。本書は、幕府文書の選別・類別が可能であった、幕府文書の作成・保管に携わる幕府役人が作成したと考えられる。本書の編集時期については限定できないが、使用された史料の所収文書の推定年次の下限は、寛文六年頃である。

本書所収文書は、時代的・類別的に配列されており、御内書・奉書文

言の使い分けとその変遷などを把握することが可能である。本書所収の御内書の文言と、「中院通茂日記」や「久我家文書」所収のそれを照合したところ、伝奏充御内書文言の定形化が、明暦か、或いはそれ以前に、寛永前期の御内書文言よりも軽くする方法でなされたことが掴めた。大名の身分や大名家の格式は、儀礼の場における座次や作法などに示されるが、本書の分析結果から明らかに如く、文書の文言の上でも示されているのである。しかし本書は、文書の控を使用した事例集であるため誤記が多い。本書で得られた事柄を手掛かりに、良質の原文書で、形式、差出・充所の記載、文言の使い分けなどを考察することが次なる課題である。

本書「御内書留」の部の三季献上に関する記載を分析すると、寛文前半頃の端午の御内書の下賜対象が、二〇〇名余りの大名などであったこと、大名が、①三季の献上に対して御内書を下賜された者、②端午に時服を献上しつつも御内書を下賜されなかつた者、③重陽のみ献上した者、と三つに類別されていたことが判つた。②と③は特例であり、②の喜連川への措置により、将軍家の系図上の位置付けがこの儀礼を通して表現されていたのであつた。大名と同じく三季に時服を献上し、御内書を下賜された陪臣は、毛利家家来吉川のみであつた。御内書の充所、とくに侍従大名へのそれは、①「領地名十官職十とのへ」、②「名字十官職十とのへ」、③「名字十官途十とのへ」、と領地の規模、幕府役職、譜代大名であるか否かなどによつて、三つに分けて記されていたことが明らかになつた。

また幕府が、参勤時の献上を最重要視し、その次に三季の献上を重要視していたこと、既に家光政権期の段階で、将軍への三季献上に對しては御内書、将軍世子へのそれに對しては老中奉書、という三季献上儀礼における幕府発給文書の使い分けがなされていたこと、なども明らかに

なった。

〔註〕

- (1) 東京大学史料編纂所所蔵、架番号四一七一・〇八一一九。

(2)

近年では、徳川家光御内書の年次比定に有用な分析結果を示された藤井謙治氏「徳川家光花押文書の研究（一・二）」（京都大学文学部研究紀要】第三八・四〇号、一九九九・二〇〇一年）、三季（端午・重陽・歳暮）献上儀礼の仕組みや、御内書渡しの人物や御内書の奉者について、老中制との関連性で論じた福田千鶴氏の「御内書」の史料学的研究の試み」（史料館研究紀要】第三二号、二〇〇〇年）、曾我流の書札礼書の成立と伝来、とりわけ家綱政権初期から寛文頃の幕府右筆久保正之・正永の書札作成について明らかにされた小宮木代良氏の「曾我流書札礼書諸本と『書札法式』について」（東京大学史料編纂所研究紀要】第五号、一九九五年）などがある。

- (3) 原本は、姫路市立城内図書館所蔵。東京大学史料編纂所及び国文学研究資料館史料館に写真帳がある。

- (4) 「御内書寛保集成」一・四。

(5) 本稿では、御内書文末の人物（「（誰）可申（述）候也」の誰のこと）について、福田氏の指摘（註2福田論文参照）。氏は、淀畠葉家文書の延宝八年の「永代日記」に「御内書奉」の文言があることを明らかにされた）に従い、「奉者」と記す。

- (6) 収載データの年次の下限が寛文六年頃であることについては、本稿第三章第一節を参照。

(7) 「広橋文書」（大日本史料】元和八年一二月一八日条）には、元和五年一二月一三日の伝奏（広橋兼勝・三条西実条）充の秀忠御内書がある。これに、「就國母御移徙、為佳儀銀子三百枚進上候、宜様可被申入候、猶畠山長門守可述候、恐々謹言」とあることから、「御内書写 上」収載の勾当内侍充ての文書の「三月」は「十二月」を誤って書写したものではないかと考える。

(8) 「広橋文書」には、同日付の伝奏（広橋兼勝・勧修寺光豊）充の同内容の秀忠御内書がある。相違（「御内書写 上」）には「先其方まで」の「先」がなく、また「如斯候」が「如此候」は書写ミスによるものと考える。

- (9) 「住心院文書」（東京大学史料編纂所蔵、影写本三〇七一・六二一一二）には、勝仙院の祈禱の札などの献上に対する秀忠御内書が二通あり、二通とも書止が「候、謹言」で、その内一通の奉者が酒井雅樂頭忠世である（「御内書写 上」）収載文書は書止が「也」、奉者は同じ）。また

「八幡豊藏坊文書」（同三〇七一・六二一一〇〇）には、八幡豊藏坊の祈祷の札などの献上に対する秀忠御内書が二通あり、いずれも奉者が酒井忠世（一通には「酒井右兵衛大夫」、いま一通には「酒井雅樂頭」と記されている）で、書止が「也」である（「御内書写 上」）収載文書は奉者が「酒井雅樂頭」、書止が「也」）。加えて「專修寺文書」（同三〇七一・五六一）には、一身田専修寺の音信に対する秀忠御内書が二通ある。奉者が本多佐渡守正信、書止が「候、謹言」のものが一通、奉者が酒井雅樂頭忠世、書止が「候、謹言」のものが一通ある（「御内書写 上」）収載文書は、奉者が本多佐渡守正信、書止が「也」である。

- (10) 「知恩院史料集 古記録篇一」 総本山知恩院史料編纂所、一九九一年。

(11) 姫路酒井家の「江戸幕府日記」の正保三年五月一五日条には、知恩院の年頭祝儀言上のための使者派遣に対し、田舎に御内書が発給されたことが記されている。

(12) 「徳川実紀」によれば、禁裏などへの年頭の使者は、承応二年は吉良義冬、同三年は品川高如、明暦二年は大澤基将、同三年は上杉長貞、同四年は品川高如が務めたことが判る。

(13) 当該文書と、東京大学史料編纂所所蔵の「島津家文書」所収の「慶長四年正月九日付豊臣氏五大老連署感状案」（S島津家文書）（一一〇一五）とを照合すると、日付・差出・充所・書出・書止の記載に相違がみられる。双方とも問題あり。

(14) 三六九番の大老奉書には、日光縁起の一部に宸筆（後水尾院筆）を染めていたぐための指示が記されている。

(15) 三七六番は、幕府医師盛方院充の老中奉書である。この奉書発給については、「竟永諸家系図伝」一五（続群書類從完成会、一九九四年）の坂

淨元の部分に記載がある。

(16) 明暦元年には、家綱の將軍襲職を賀した朝鮮通信使が来聘したが、そ

の際には、明暦元年四月の幕府中枢充の札曹參判申翊全の書翰が提出さ

れた。「通航一覽」（第三、国書刊行会、一九一三年）卷百四には、保科

正之充のそれが載せられ、正之・酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋へのそ

れは、書面が正之と同一であったことが記されている。酒井家所蔵の忠

清充の札曹書翰（東京大学史料編纂所架蔵台紙付写真、三五四一二四二

六）の文言と、「通航一覽」収載の正之充てのそれとは一致するが、「御

奉書写 下」収載のこの札曹書翰とは、以下の相違がある。「貴大君光紹

前烈」の「光紹」が「光熙」とされ、「所以彰貴大君奉先之誠也」の「彰」

が「顯」とされ、「克扶洪祚」の「洪」が「誥」とされている。

(17) 正保四年の東照宮幣帛に関するもので、「日光東照宮文書」（東京大学

史料編纂所所蔵、四一七一・三一六の三一一）と比較してみると、書

写ミスと考えられる相違（「太政官符」が「太政官府」、「幣帛」が「弊

帛」、「依例行之」が「依別行」）がある。

(18) 家綱將軍襲職を賀した琉球中山王使者派遣に関する中山王の書翰で、

「通航一覽」卷六収載文書と殆ど同じである。

(19) 家綱將軍襲職を賀した琉球中山王使者派遣に対する老中書翰で、「通航

一覽」卷六収載文書と照合すると以下の相違がある。すなわち、冒頭部

分に「使者遠來書翰披読」という文言が欠け、「被賀我貴大君承繼前業

一覽」がなく、かつ「前業」が「前治」とされている。「旧記

雜錄追録」第一巻（鹿児島県、一九七一年）には、同日、同内容の中山

王充の老中書翰が収載されているが、それには、冒頭に「使者遠來書簡

披読」という文言、「我貴大君」「前業」という文言が確認される。両者

の記載や、万治元年の「江戸幕府」日記」（国立公文書館内閣文庫二二

〇一三四一）の記載（宗義眞は、家督相続許可、朝鮮御用仰付に関して、

朝鮮に報告するために、その報告許可を幕府側に求めた。この件は許可され、老中阿部忠秋から、報告する際の書翰の文例を示された。それは、

礼曹參判・同參議各人充として認められ、その中では、家綱が「貴大君」と台頭で記されているからは、「御奉書寫 下」収載の中山王充老中書翰が、文面が最終的に決定される前に筆写されたものを基にして写されたもののように思われる。

(20) 「中院通茂日記」四（東京大学史料編纂所架蔵写真帳、六一七三一三四〇一四）。

(21) 吉田昌彦氏は、天皇と將軍の関係、「御両敬」体制について論じられる中で、朝廷への年頭祝儀進上のための伝奏充御内書について言及されている（「幕末における「王」と「嗣者」」、ペリカン社、一九九七年）。氏が取上げられた「久我家文書」第三巻（国学院大学、一九八五年）には、吉宗・家重・家治・家齊の御内書が収載されている。

(22) 原本は東京大学附属図書館所蔵、東京大学史料編纂所架蔵写真帳（六一七一・〇〇一四）。本書の史料性については、小宮木代良氏が明らかにされている（註2論文参照）。この「当用書札」を選定するに際しては、国立国会図書館所蔵の「当用書札」（三冊本）と比較し、国会本「当用書札」においては、御三家の記載順序を改めていること、寛文一〇年に襲封し、同年一二月に従五位下に叙任された北条氏治充の御内書を載せていることなどが明らかになり、この史料の作成年次が、奥書に記された寛文七年よりも下がることを確認した。尚、本稿で取上げた寛文四年に成った「当用書札」の写本の書名は、「当用書札」である。

(23) 「江戸幕府日記」承応二年閏六月五日条。

(24) 「永井文書」（東京大学史料編纂所架蔵写真帳、六一七一・六三一―八の六一六）。

(25) 五千石の者は、家綱の大納言時代に西丸老中、家綱政権初期に本丸老中を務めた松平乘壽の次男石川乗政である。

(26) 「御内書留」の部には、端午の御内書の名充人の記載に統いて、重陽の御内書に関する記載があるが、その中で丹羽光重は「二本松侍従とのへ」、織田長頼は「宇多侍従とのへ」と記されている。この記載からは、端午の御内書と重陽のそれとでは、少し差異が付けられていたようを感じられる。

(27) 既に、小川恭一氏も、「江戸幕藩大名家事典」下巻（原書房、一九九二年）の解説において、喜連川の端午献上への御内書不下賜、陪臣（吉川内蔵助・本多内蔵助）の三季献上、吉川への御内書下賜、本多への御内書不下賜について言及している。

(28) 福田千鶴氏が註²論文において示された酒井忠清充とされた家綱御内書は、嫡子忠舉充の御内書と思われる。忠清は慶安四年一〇月一五日に少将に任せられている。通常、嫡子の身分では三季献上は不可能であるが、「寛政重修諸家譜」には、忠舉は寛文四年に御前で前髪をとり、この時から奏者と年男の役を務めるようになり、同五年に従四位下に昇叙され、同八年に二万石を加増され、同一〇年に侍従に叙任されたとある。御内書の充所を「酒井侍従とのへ」とされたのは、彼が嫡子の身分であったためではなかろうか。嫡子への御内書発給は特例であるが、「御内書留」の部の端午の御内書の名充人の中には、家綱の大納言時代から家綱政権初期まで老中を務めた松平乗壽の「男石川美作守乗政の名（石川美作守とのへ）」が存する。彼は、延宝七年に若年寄に任せられ、五千石を加増されて一万石になるまでは、五千石の身分であった。「寛政重修諸家譜」には、「乘政ゆへありて石川を称し、男乗紀にいたりて松平に復す」とある。両名は、家綱を支えた老中の子息であつたが故に特別措置が適用されていたのではないかつか。

(29) 「柳營秘鑑（一）」（内閣文庫所蔵史籍叢刊、第五巻、汲古書院、一九八一年）。

(30) 高木昭作「近世史料論の試み—老中とその発給文書について—」（「岩波講座 日本国史」別巻三、史料論、岩波書店、一九九五年）。

(31) 「御内書寛保集成」一一四。尚、「五万石より国持大名迄、歳暮御祝儀進上」の呉服の員数に関する記載順には問題あり。

(32) 「柳營秘鑑（一）」。

(33) 「永井文書」（東京大学史料編纂所蔵写真帳、六一七一・六三一一八の六一四）。